# 商業登記のレヒツシャイ

商法總則を中心として

喜

祐

まえ がき

至原則法たる意義を有する。そこには營業組織の構成內容と共にその表現形式が規定されている。 編總則は第二編の会社營業組織法に對して店舗營業組織法の主要部分を規定したものとして、營業組織法の一般法乃 營業法としての商法は、われわれの理解では、 營業組織法と營業行爲法とから成り立つている。 わが商法典の第

定を幾つか置いているのである。☆ が、 ものについては、その外部的事實の發生又は存績せしめる外觀に對し公衆の信賴を保護するために、 まい。このことは恰も不動産登記に對する占有におけるごときであると考える。(\*) は前者によつて自然的に表現され、後者によつて技巧的に表現される。いわゆる公示方式に屬するものは後者である 營業組織の表現形式は、商法總則の規定する限りでは、店舗設備と商業登記とである。營業の存在及び活動の基礎 前者もまた外部から公衆が營業組織の基礎的要素を認識しうる事實であるから、公示方式といえないことはある 商業登記はかかる自然的な外部的事質と異つて、國家權威の下に技巧的に作られた だからこそ、店舗設備のうち重要な 商法は特別の規

業登記のレビツシャイン

商

信憑性の點で遙かに越えるものがある。 强度の外觀的効力を附興していると理解される。 ないならば、 的事實であるから、 外觀 の信賴を保護すべき必要はそれだけ大であるといわねばなるまい。 營業の存在及び活動の基礎を法的に顯現すると同じくいつても、その明確性、 從つて、 もしもその形式的に表現するところを實質的に裏付ける眞實が存し その理解の據點をわれわれはレヒツシャイン法理に求めたい。 商法もこの趣旨で商業登記 外觀の客觀

全面 問題としてわが商法の解釋論 ヒツシャ 域を有し、 わない。 論 するならば、利益較量 **碊しているが、高度の流通性を要求する商法の生活關係において現代營業の占める勢力地位と危險支配の現實を直視** …は手形 商業登記の効力に關 に展開しようとする所以である。 インを考察することとした。 イン問題が山積すると信ずるものである。 もつと深い基礎に立つと考える。 小 般登記たる民法上の不動産登記におけると異つて、商業登記における信頼保護の問題はいわゆる公信力の 切手等の有價證券にレヒツシャイン法理を展開するにすぎないが、われわれは商法固有の領域にこそレ 1の見地からもこの領域における信賴保護の切要を感ずることであろう。 する主要な規定は に既に登場している。(6) レヒツシャイン法理はその發祥の地ドイツにおいて主に民法の世界で華かな實績 商法 敢てわれわれが公信力の語を避けて、 一總則 商業登記のレヒツシャインはその最も重要な問題の一つたるを失 しかし乍ら、 に見出されるので、 信賴保護の問題は公信力の問題よりももつと廣 本稿はそれを中心にして商業登記 V ヒ ッ シ わが商法学者の外觀理 ィ ン法理を商業登記 のレ Ł

領

#### 、誰し 米谷 商法概論1營業法」參照。

Vgl. Wellspacher, Das Verträuen auf äussere Tatbestände im bürgerlichen Rechte, 1906; S.

, 註三) (表見支配人の權限)、 この外にも外觀に對する信賴保護の規定と解せられるものがあり、 (後見人代理權の制限)、 第四三條第二項(中級使用人代理權の制限)、 第二三條(名板貸人の賃任)、 第四四條(下級使用人の權限)等が總則規定として主要な 第三八條第三項 (支配人代理 更に規定はなくてもそのような見地から解決

ッ

商業登

記のレヒツシャイ

すべき問題が商法總則には多々存在する。いわゆる表見商人の問題、代理商への授權範圍の問題のごときである。

(描四) Müller-Erzbach, Die Rechtswissenschaft im Umbau, 1950, S.65.

(註五) 誌二卷四號がある。 この方面における最近の文献として、河本一郎「有價證券におけるレヒツシャイン―ヤコビを中心にして―」神戸法學雑

Rechtslehre vom Vertrauen, 1950, S. 101 ろ のに對し、商業登記への信賴は積極的に保護される方向に發展してきているのが商法解釋の實情である。Eichler, Die わが民法では不動産登記簿の公信力を全然認めないのに、 丁度ドイツ民商法の場合と逆であるといえよう。しかしドイツでも、 わが商法では商業登記簿の公信力を或範圍で認めているという 土地登記簿の公信力は實際上狹められる傾向にあ

のにとどまるが、 利 者として存在しているのに對し、会社營業にあつては設立の登記によつて法人格を取得するまでは 社法は店舗法の進化 れの該當事項を登記所に備え付けてある商業登記簿に法定の手續に從い登記せしめることによつて、公示の目的を達 上. る財産といつた營業組織の基礎的要素の全面に亘つて法定されているが、会社法と店舗法とでは異るものがある。 成する方法である。登記事項は、營業存在の主體的基礎たる人格、營業活動の人的基礎たる機關、 においてのみ登記事項として問題となる。これは、店舗營業にあつては營業の主體たるべき者が旣に法律上 商業登記は公示主義の最も發達した技術であり、 義務 の歸屬する中心が存しないからである。店舗法上の登記事項は、從つて、 しかも尙会社法上におけると異つて、 したものであるから、 そこでの登記事項も複雑且つ廣汎である。とくに營業人格 營業組織の諸要素のうち重要なものを登記事項として法定し、 それらの局部に限られている。 營業機關と營業財産とに關するも いうまでもなく店舗と会社と 叉その物的基礎た 營 の所在は会社法 業 K 묆 す の人格 る 權 ح

あるとい

わね

ばならな

では營業經濟社会における重要性を異にするからであるが、 の方法によつて國家權威の下に對外的に明確化することは、 局部的にもせよ店舗營業の組織に闘する重要事項を商業 營業の信用性を高め、 營業の持續性を强める實益が

となつている。とくに会社法では会社營業の社会的意義に鑑み 對的なものを望みえない限りにおいて、國家の果す役割は後見的な事務處理の域を殆ど出るものではないともい る。 法律解釋により補充して足るものがあるならば、むしろこの方面にこそ努力を傾けるべきではなかろうか 闘する法律」附則九、一〇)、手續上熕瑣の難點も結果的には可成りに解消したのであつて、それだけに現行の制 たものと看做されることになつているから(昭二四法一三七號「法務局及び地方法務局設置に伴う關係法律の整理 に關する戰後の特殊事情のためとはいえ、公告省略**の暫定措置下**にある今日では、登記のときに登記及び公告が シャイン法理の適用によつて商業登記の目的とするところを或程度補完しうると考える。のみならず、用紙及び 法第二八○條)のごときを規定している。しかし乍ら、商業登記の公示的効力を問題とする限り、(4) 公告强制(商法第二八三條第二項、第一六六條第二項等)、計算書類の閲覧制度又はその謄本・抄本交付請求制度 加えるにその手續は登記及び公告の併用という煩瑣の難點もあつて、ここに民間公示方法の發達が促される結果 b かかる公示方法に介入する國家の立場は現行法上では當事者申請主義を原則とし、 主として計算關係の公示方法として、貸借對照表 また登記審査權 われわれは あ ٤ K

.註一) 商法第六四條、一四七條、一八八條、有限法第一三條等を見よ。

んぱ近時の有力說たる實質的審査主義によるとするも、 **であると解したり (西原** 登記事務取扱者は申請内容の眞實・不眞實にまで立入つて審査する權限を一般に有するが、疑いない場合の審査は權限濫用 わが國の判例及び通說は登記審査權について形式的審査主義を採つてきたが、このような見解の下では勿論のこと、 「日本商法論」第一卷二八五頁)、或は實質的に審査すべき權限は常にあるが、ただ疑いの存する場合に 登記審査権が絕對的なることは望まれない。蓋しこの説

登記の

£

ッ

Handelsrecht und Schiffahrtsrecht, 6. umgearbeitete Aufl., 1949, S.54 は審査すべき義務もあると解するのであつて(田中誠二「商法總論」二一七頁)、そこに疑いの存否なめぐる 相對 的なものな残 しているからである。所詮は、ギィルケのいうように、登記官吏の機智と責任感との問題ということになろう。J.v. Gierke,

〔註三〕 立法論としては、行政的監督の下に經濟團体をして登記事務を取扱わしめるような方法も考えられよう。 über die Entwicklung des Handelsregisters, 1914, S. 1f. 記簿は中世イタリヤの諸都市における商人團体員名簿(matricula)に起源するといわれる。Max Rintelen, Untersuchungen 九二五年の改正草案第二二條が裁判所の監督の下に登記事務を全部商工會議所に委ねようとしたことがある。沿革的にも商業登 イタリヤでは一

註四) 實方「商法學總論」一七五頁。

登記という公示方式を採らなくともよいわけであり、假に登記すべきであるとしても、それは公權的確認の意味にす とができる。 があることを念頭に置いているのでなければならない。かような場合として、われわれは次の三つの場合を考えるこ ぎないからである。そこに登記の「効力」として何ものかを規定しようとする限り、眞實と異る外觀の存在する場合 (Schein) との齟齬である。 商業登記の効力を公示性の上に規定するとして、立法政策上問題になるのは登記事項をめぐる實在(Sein)と外觀 蓋し登記事項が眞質の通りに表現され、 表現された通りに周知されるものならば、敢て

- 〔一〕 登記事項が眞實と異る外觀を表現する形式で登記された場合。
- 登記事項が眞實の通りに登記されたけれども尚とれと異る外觀が殘存する場合。
- (三) 未だ登記されない登記事項が眞實と異る外觀を殘存せしめる場合。

元來商業登記は營業組織の基礎的要素の眞實なる表現形式であるべきであるが、 登記簿上の表示は必ずしもそれを

べきであるとわれわれは思う。

#### 學 討 究 第五卷 第一號

望みえない ような効力の附興が望ましい。 當然であるが、 のであつて、 政策論として考えると、 ここに**不實**登記の効力の問題を生ずる。不實登記は表示の本質論からいつて無効であ ただこの場合にレヒツシャイン法理の構成要件と適用範圍とを嚴密に考慮して論定す その表示は眞實らしい外觀を呈するのであるから、 これを眞實として取扱う こるのは

し外觀 それは抹消されるまでは外觀の法的信憑性が一應あるから、支配人の選任のごとく登記義務を伴う事項の外觀であろ であるか は非訟事件手續法の規定によつて許すべからざるもの」であるときは、 實登記の効力を問題としなければなるまい。 なくとも、 るような取扱を必要とするのである。 先ず第 上登記能力ある事項の登記もまた登記原因を存しない以上は不實の登記として抹消されるべきである。ただ、 個人營業の商號のごとくたんに登記しうるのみのいわゆる相對的登記事項の外觀であろうと、世の信賴に應 ありとして、 5 その存する限度においてレヒツシャイン法理の適用が問題になると考える。 に、登記された不實の事項は法的信憑性ある外觀でなければならない。 外觀上登記能力なき事項は始めから論外である(非訟法第一四八條ノ二、第一五一條ノ二乃至四)。 登記の更正が行われるけれども(非訟法第一四八條、 しかも外觀と眞實との齟齬は登記簿上に表示されたところの全部について存 たとい眞實の事項であつても、 第一五一條ノ六)、 蓋し との場合、 「登記が商法 更正があるまでは、 「登記に錯誤又は 有限 抹消されるの (会社法) しか 不

示方法として、 公告の有無は 登規第三九條、 登記された不實の事項に附與される効力は登記そのものの効力である。一般登記と異る商業登記獨特 登記した事項は登記所において遲滯なく公告することを要するのであるが(商法第一一條第 眞實の 非訟法第一 事 項について第三者の悪意を公告の了知可能の範圍內で一 四四條乃至第一四六條)、 不實の登記は公告の有無に拘らず効力を論ずべきである。 般的に擬制しようとする場合の政 項 の公 策 商

公告がなかつたものと看做されること、 (商法第一一條第二項)、公告の眞實なる故をもつて登記された事項の不實を第三者が知つたものとなすことはできな 實であるのに公告が真實であつたとしても、 尤も公告省略の今日では、 題であつて、 不實の事項の問題では との點は一應問 恰も登記が眞實であるのに公告が不實である場合と同斷であるとされ ない それは不實登記の問題であることに變りはない。 からである。從つて、 題でない。 公告の内容もまた問 わない しかもこの場合 のであつて、 る 17

なるものがそれであつて、勿論一定の制限内においてのみ承認せられる。これに對し、それ以外の不實登記のすべて 的な適用例であると考える。 登記所になく、 登記の或場合に限つて存在する。 前 はこれを公信(öffentlicher Glaube)の問題と呼んでいるが、 しようとする者の側で反對の證據を擧げなければならない。最後に、 (richterliche Vermutung) を生ぜしめるのである。 の場合に亘つて、 法協同體 る保護を論じなければならない。 の形式的効力を附興される。 般人の個別 第三に、 のために働く場合とで効力を異にすべきである。不實事項の登記による外觀は、 登記された不實の事項が登記簿上に表現する外觀は第三者のために働く場合と裁判官のために働く場合と 的否認を許すことが不都合と認められるときは、 抑々當事者の側にあるという場合であつて、この故に私的責任の問題として第三者の私的信頼 一般的に承認される訴訟上の効力がある。即ち不實事項の登記による外觀が裁判 次にこの三段階の區別に從つて、 裁判上反證を擧げて覆すことをえない法律上の推定 (praesumptio iuris et de jure) これは、 その責任とこの信頼とは事實と法規にもとづく裁判官の認定の問題である。 商業登記簿の公簿としての信憑性が損われるべき原因が公簿の荷い手たる 從つて訴訟においてその外觀が援用された場合に、 法協同體によつて訴訟上の争いから除去され、 不實登記の外觀的効力 (Rachtsscheinwirkungen) われわれは商法におけるレヒツシャ 訴訟以後の實質的効力を附與された外觀 それが特に强度であって、 官 1 のための推定 ン法理 これを否認 の典型 いに對す が不 訴訟以 般

商

#### を分説實證しよう

表示のレヒツシャイン」同四卷一號。尙、 異り、極端の說であるようにわれわれには思われる。拙稿「ヤコビの意思表示概念」商學討究三卷四號、 的に意思表示であるというのではない。 この意味でいわゆる表示主義(Erklärungstheorie)は外觀理論(Rechtsscheintheorie)と **述する。ところで、意思表示における表示行爲もまた政策論として獨立の効力を附與されるのであつて、意思なき表示が本質論** 商業登記簿上の表示(Handelsregistererklärung)を一種の表示行爲と見ることは不可能ではない。この点については、 岡川「表示の公信力」法商研究一卷二號八八頁參照。 「ヤコビにおける意思

問題として登記された事項の外觀上登記能力ありや否やな論じなければならぬ所以がある。ネェンデュルップはこの点には論及し 制的であるが、 的信憑性の實際上の問題性にも若干差があると考えられる。というのは、不動産登記簿の登記事項は少數且つ簡單で、 Gewerbe- und Landwirtschaftsrecht für Heymann, Bd. 62, S.589 記も實際上覺悟しなければならぬものがある。ここからして、土地登記簿には公信力を認めえても、 土地登記簿の實際上の安定性に賴りすぎた論述といらべきか。商業登記簿はこれに比べて不安定であり、 そこでは不實登記の外觀として土地登記簿上の登記の外觀をしか擧げていない。彼の論述は主として民法に聞するものである。 Rechtscheinsforschungen, 1912—Heft 1: Begriff des Rechtscheins und Aufgabe der Rechtscheinsforschung, S.4. レかし彼ら いない。換言すれば、彼は外觀が法的信憑性ある場合のみを詳論して、その法的信憑性なき場合を検討していないのである。 この点は己むをえないかもしれないが、不動産登記簿と商業登記簿とでは登記事項に大いに異るものがあるから、 外觀の法的信憑性 (gesetzlich anerkannte Zuverlässigkeit) を强調したのはネェンデュルップである。 張せられ 商業登記簿のそれは複雑且つ多樣で、しかも非强制的なものもあるからである。ことに敢て外觀の法的信憑性の る向きが ある。 Locher, Zur Publizitätsfunktion des Handelsregisters, Arbeiten zum Handels-, 商業登記簿にはこれを認め 登記能力なき事項の登

記した場合には(商法第五條)、その抹消あるまでは法的信憑性ある外觀が存在する。勿論、 としなかつた場合とでは、 このことは一般に認められている。西原・前掲三〇〇頁。ただ、一般のいわゆる登記の推定力や公信力についても、 例えば、未成年者は許可なくして營業をなすことをえないが(民法第六條第一項)、許可をえたとして未成年者登記簿に登 外觀に附與される効力に差異がある。この点で民法第二〇條を商法上無視することはできない。 詐術を用いて同意書を偽造した場合

ことが認められる点を、われわれは注意したい。

業登記

の

b

ッ

4

イ

(註五) と解しておられる。 野津博士はこの点を判明に、 同博士「新商法大要」新訂版上卷四七頁。 「公告が登記と相違するときは、 その何れに誤があつても公告なかりしものと看做される」

ン」「法協同体のために存在するレヒトシャイン」の三部構想にわれわれが範をとつたものである。 法理の構成」現代法學の諸問題七二頁以下參照 これはネェンデュルップのいわゆる「法仲間のために存在するレヒトシャイン」「裁 判 官の ため に存在するレヒ 詳細は、 拙稿 「レヒツシャ

これを「擬制」(Fiktion)と觀念するのは誤りてあると、ネェンデュルップはいう。Naendrup, a. a. O., S.20

(註八) Derselbe, a. a. O., S.13.

sogenannt と評しているのである。Derselbe, a. a. O, S. 2f. われわれも旣に一言したどとく、この語な避けたいと思う。で 頁。これは法理として許されない。 貴する面をも併せ考えるのがレヒツシャイン法理の構成てある。この故にネェンデュルップは公信力の語を unglücklicherweise 公信力というときは、外觀への信頼者を保護する面のみを考えていることになり、片手落ちである。外觀への與因者に歸 「第三者保護の点より言えば、公信力は一切の不 實の 登記 に及ぶべき」ことになるからてある。西原・前掲三〇二

〔註一○〕 外觀的効力の語をかかる廣義に使用することは、外觀論者のすべてに共通してはいない。例えば、納富博士はマイアの 所說に據りつつ、 ような見解に反對であることは旣に他の機會に度々述べた。拙稿「レヒツシャイン法理の構成」前掲九二頁参照 の間に於て直ちに發生するものである」との發生的說明をされる。納富「手形法に於ける基本理論」三四五頁。 「推定は法が客觀的基礎に附着せしめた効力であり、 レヒツシャインは之に反し、客觀的基礎に基きて蜂意者 われわれがか

(1)實體法上の補完的効力。 と呼んで、 つて正當なものと同樣な効力を生**す**る場合がある。その効力をドイツの学者は補完的効力 (heilende わが商法典上にも相當規定があり、 (Scheinkaufmann) の場合である。 第二はドイツ株式法の第二一六條による株式会社の登記の場合である。 次の二つの場合にこれが認められるとする。第一がドイツ 商法典 登記の前提要件に欠陷があるために登記された事項が不實であるのに、 且つ会社法に闘するものであるので、 本稿では詳論を避け、 の第五條によるいわゆる表見商人 差當りわが商法典に これが法律によ Wirkung)

## 商學 討 究 第五卷 第一號

われる の登 る。 定 れうる限度を示すのであり、 第一三六條第一 て通 の限 ッ 商法第 いて見れれ、 性 つた設權的効力ある登記の外觀が問題に 四二條、 商法 び <sub>ያ</sub> 次に後者即ち は 0 る同 公告され のである。 第二九條)。 不實であつても正當なものと看做されるのである。 用する。 度を附して一層强度ならしめた上で、 1 ならず行爲 よつて商 典は第五條の表見商人の前提として、 ツに 九 條 第四二八條第三項)、また一定の期間 の規定する以外にも表見商人の存 ない間 條)、| 項、 完全商人として行爲する者は完全商人として看做される」という公式を定立したところに由來する。 次の三 おけるような表見商人の存在を認めうるか否かは一 表見商人の問題はドイツではこれまた商號登記の設権 表見 人資格が開始すること、 第一 Ø ح の故に、 定 表見性 種 のごときも第一 商 四二條、 Ø の取引に關して無効乃至取消 人 ものを擧げることができよう。 の語 この限度において瑕疵の主張はもはや許されないのである。 にも同様な効果を認 完全商人(Vollkaufmann)でない者も商號の登記をすれば、 は、 第四二八條第一項)。 シュ 五條第一 タウプ (Staub) 從つてその時期に營業が成立することを規定しているからである なつている點である。 補完的効力を認め、 小商人を除いたすべての營業に商號の登記を强制するとともに、 項による表見商人であるとして、その責任が論ぜられ、 在が考えられ、 を經ては める学説が發展 の判決は効力がなく、商法第一一〇條、 無効乃至取消の訴を提起できない これらは登記の前提事實に存する瑕疵が登記によつて治癒さ 即 が第五條へ これらに共通していることは、 ち一定 例 訴訟上 えば營業又は表見營業の廢 この外觀はそれとして强度であるが、 L 概にはい 7 Ø Ø 事 判例 由 註釋において「商人として振舞**う者は** 的効力に闘連して生ずるものである。 の争いの余地 K V にも大きな影響を興 基 えない。 < 無 効乃至取消の主張は承認され なからしめたものと理解 ŀ 設立の登記、 イツ商 つまり質體法 (商法第一○五條第 止 完全商人と同様に取 の場合商號 第一三六條第三項 へえたの 法第五條 更に 更 合併 で 上その会社 へに登記 Ó あ Ø ح 廢止 表見商 の登記と (同法 n 一項 が登 人と され 商號 K Ø 第

登

記

Ø

ъ

ッ

シ

1

認定の と同 資格 然の K 取 た גע 李 と異つて生來的商人ではないから、 会 ならざる者の申 とその第 社 得 7 るととの わゆる 時に、 営業に も異説のあるところであるが、 を取得 結果として營業の成立に登記を要件とするに及ばぬということと、 表見完全 V 言した通りである。 の方法を必要とせず、 わが 意なるか Ø 基準を求めざるをえない。 それ 商法上店舗營業の商號登記は相對 で 「登記商 五 登記事: する È は あ 一條以外の表見商人とに分けて考 ある 張 つては を は表見商 請 をなし 時 人が存在することになるわけである。 人 ţ 切 務取扱者の實質的 期を認定する基準としても登記を必要としないということとは、 にもとづきなされたか、 設立登記の一 間 V カ<u>\*</u> わない えない。 人と關係した第三者のみならず、 (Sollkaufmann) しかし乍ら、 その上で、 營業の主體たるべき者が既に法律上の人格者として存在すると考えたためであること、 形 登記を援用する者はすべて、表見商人が完全商 にお との基準 環として商號の登記 審查權 その營業成立の時期は人格の問題を離れて、 V 自己の權利の外觀に對する信賴は他 もしも或営業の て、 店舗営業の主體 の規定を存しないので、 の明 的事 表見商人へ を可及的絕對化して、 又は過失のようなものにもとづきなされたか、 えるべきであろう。 確 項であつて、 さ の補 この登記事項の關係當事者はもはや完全營業の不 ために不當に商號の登記が 外觀の客觀的信憑性という點では、 たるべき者即ち通常は自然 が義務づけられるけれども、 表見商人自身もまたなしうるのである。 完 会社営業のそれのように絶對的事項 的 前者 劾 登記商號にての基準を置くことが立法論としては望 力 商號登記の制度は K をそれ ついては、 營業成立 人の權利 に認 人と同様に取扱 もつぱら營業それ自體 の外觀に對する信賴と同樣に保護 なされたならば、 の時期即ちその自然 めるととは、 わ 人が商人の完全 別個の問題である。 店舗營業は が商法典はそれの前提とな あるに 更に第三者の善意な 商號の登記義 しても、 解釋論 設 われるべきことを要 との點 では な適格性を有する 立登記という法 そとに 人が な として許され その登記 の外觀 存 自 Vo はドイツ 務を法定する 在 表見商 然 現實 これ や小 るべ は K る が K こその K 商 ታኔ 商

で、? 般 見商人的効果をもたらすべきことを承認していると解される。 ではあるけれども しては、 人については、 に承認するととは可能である。 れるべきであるというレヒツシャ 的に規定したものであるから、 これも後述するところに送るが、 かような表見商人への補完的効力を商號登記に附與することはできないまでも、 わが商法典の解釋論としても略々同様な結果を認めることができると考える。 の發生なきに拘らずこれを發生したものとして不實に登記した場合に、その外觀が とくに商法第一四條の規定は、 後にこれをもつばらに取扱うこととする。 イン法理の構成に照して積極に解すべきである。ところで、 その類型は先に一言したドイツ商法典の第一五條第一項による表見商人の責任 しかし同條は商業登記における狹義の外觀的効力を 商號の選定という設定的登記事項 次にドイツ商法典の第五條以外 何らかの外觀的効力をそれ 商業登記に闘する限 わが商法典の解釋論 相對的登記 . 或範圍 の表見商 で表

K

求めることができるということを附け加えておこう。

義て第三者と締結された法律行爲の効力は妨げられないとするもので、ネェンデュルップはこれを狭義のレヒツシャインの効力と 法理の適用例として把握していることも、併せ考えるべきであろう。この規定は、 ン法理の適用を見るレェマンの所説をも参照のこと。Lehmann, Handelsrecht, II. Teil, Gesellschaftsrecht, 1949, S.33 して第三者の善意なる場合に限定しているもののごとくであるが、 ン法理の適用であることに變りはない。ただそこでの外觀は第三者に働くのではなくして、 そこに既存の設立登記の補完的効力を見出したいと思う。補完的効力は廣義の外觀的効力であるから、 J.v. Gierke, a. a. O., S.57. 後者についてはネェンデュルップが改正前のドイツ商法第三 ] | 條第二 掛稿· 前揭八三頁參照。 更に、 わが商法第 われわれはこれを判決の効力の 不遡 及 を規 定したものとし 九九 一條に相當するドイツ判例について、 株式會社が無効を宣言されても、 法協同体に働くのである。Vgl. 一項をレ やはりレヒツシャ その會社名

Vgl. Baumbach-Duden, Handelsgesetzbuch, Neunte, ergänzte Aufl., 1951, S.30

J.v. Gierke, a. a. O., SS.59—64. 拙稿 野津「商法總則」二部二四〇頁、 石井「商法講義―商法總論」一〇三頁。 「ユリウス·フォン·ギイルケ『商法お L び航海法』」 西原博士は更に登記商號の排他權鑑用の禍 商學討究二卷四號

(註五) 障するものであることを主張する。「原則として」といつたのは信義則の制限あることを豫定するからである。 J.v. Gierke, a. ると主張する。Müller-Erzbach, Deutsches Handelsrecht, 2/3 Aufl., 1928, S.63. これに對し、ユリウス・フォン・ギィルケは、 さ を絶つという別個の見地から、個人營業の商號登記强制を可とする立法論を支持せられる。同博士・前掲三九四頁以下。 ような見解は同條の沿革及び文句並びに經濟的實際的需要に背反すると批判して、 ミュウラ-エルツバッハは、ドイツ商法第五條はその規定せる利益較量において一般公衆のみを保護しようとするものでわ 同條は原則として兩當事者のために安全を保

(甜ડ人) Naendrup, Rechtscheinswirkungen im Aktienrecht, Arbeiten zum Handels-, Gewerbe- und Landwirtschaftsrecht, Bd. 62 S.35ff. を見よ des Rechtscheins, S.9. 但 Derselbe, Ersitzung als Rechtscheinswirkung, in Reichsgerichtspraxis im deutschen Rechtsleben 3, 觀のみならず自己權利の外觀、例えば取得時効のどとき場合にも適用されることを明かにしているのである。Derselbe, Begriff 1931, 8.937. この考え方の基礎をネェンデュルップは旣に一九一〇年に確立している。 即ちレヒツシャイン法理は權利讓渡の外

屬的商行爲があつたと解されるからである。そして、もしもそこに開業意思を欠くならば、表見商人の責任が問題となるのであ **を目的とする開店準備行爲のみで充分である。蓋しこれにより營業開始の意思が外觀上認識されうべき限りで、商人の最初の附** (1)開店準備行爲における表見商人。自然人が商人たる資格を取得するには、基本的な營業活動の開始を必要とせず、たんにこれ 規定はないが、營業成立の外觀にレヒツシャイン法理を適用したい。 われわれの見るところでは、わが商法における表見商人の存在は次の四つの場合に認められる。

22名板貸による表見商人。商法第二三條の規定するところであり、レヒツシャイン法理の典型的發現である。

③商號の不實登記による表見商人。商法第一四條の不實登記の一般規定をこれに適用して、レヒツシャイン 法 理に 解決を求め

解決な求めうると考える。 4)商號廢止の登記(及び公告)前における表見商人。商法第一二條前段の正文をこれに適用して、やはりレヒッシャイン法理に

上四種の表見商人のうち、后二者は商業登記に關するものであるので、後に本文において一般的に詳論するところを参照さ 尙、 大竹綠 「我國に於ける表見商人」法學志林三九卷一號、二號參照。

商業登記のレビツシャイン

それが ると考えたい。る 認め、 (2) 證據法上の推定的効力。 絕 規定は存在しない。 あ 生ずるか否かという點である。 避することになり、 殆んど全幅の信頼を置いて登記を援用するだけでよく、 ても 上では不動産登記簿にこれを認める直接の規定なきに拘らず、その公簿としての信憑性の故に、 するのである。 る。 豁 められない場合に、 「者における基礎資料の不充分のためとか、援用された事項の詮鑿が訴訟を不必要に長引かせるためとかで、 的 が第三者にとつて全然不可能であるか又は極めて困難であるような問題について、 事實上 登記された事項は眞實であると推定するを當然としていることを思えば、 わが商法典上も商業登記簿についてはドイツ民法典の第八九一條におけるがごとき權利推定力を認める直接の 公簿の信憑性確 なも のを望みえないので、 の推定力を有することは當然であるとして、 との點で、商業登記 とくに、 のみならず、 大なる質益がある。 その補充として登記の外觀に對する信賴保護の擴大を期するに足るであろう。 保の見地からその正當性の推定を承認すべきであり、これに反對する者が立證の責任を負擔す との推定によつて訴訟上立證 商業登記簿上の表示がどの程度において裁判官のための推定を基礎づけるかは争 ドイツの通説はこの點に關し土地登記簿に 襲にも一言した通り登記事務取扱者 この推定的効力の存在は益々疑問であるともいえなくはない。 の推定的効力の導入は、 そして推定的効力の立法理由は正にかようなところに存するのである。 の便宜を受けるのが實際上は第三者であるとすれば 登記事項の當事者でないということからくる立證 更に進んで法律上の推定力(Rechtsvermutung) 取引の當事者を無制限に保護する先述の の登記審査權に賃貸主義を採るとしても おけるような權利推定力はないとするので 商業登記簿に登記された事 立法者は法律上 学説も判例もこれを しかし、 補完的効力が の推定を導入 Ø までをも 項 困難を回 わが民法 へについ その 即ち

、註し J.v. Gierke, O., S.55

石田 Ξ **一**頁 我妻「物權法」 (兄法講義Ⅱ) 一一九頁。 b が 民法は、占有には推定力を認める明文の規定

が

業

登記

Ø

۲

ッ

五・一二・二五大判があつて、 八八條)を設けているが、登記の推定力については沈默しているのである。判例としては大正一一・一・二〇大判、 登記の推定力を是認する。 大正

だ話三 尙、 本文に立證の責任といつたのは、正確には主張責任であるが、 して反對の證據を擧げて主張することであつて、 Meyer, Handelsregistererklärung und Widerruf der Prokura, Prausnitz, Rechtsschein und Wirklichkeit im Handelsregister, ZHR Ed. 96, 1931, S.35f. 狹義における擧證責任とは勿論異る。 証據の必要を伴う意味で、 ZHR 81, 1917, SS. 402, 411; J. v. Gierke, ebenda かようにいつただけである。推定 この論文を攻撃したのが 前

Locher, Zur Publizitätsfunktion des Handelsregisters とある。

するのである。 3狹義の外觀的効力。 で、 真實と異るを知らないということは、その外觀が法的信憑性を有する限りにおいて、第三者が主觀的にそれに信頼、 確信 るべき善意とその善意を正當化する客觀的基礎との間には主觀と客觀との合致があると理解されるべきである。 たのみならず、 善意はそれだけでは保護に價いしないけれども、 では解釋学上 よう。 を外觀に關わらしめて信賴(Vertrauen)として把握したい。それが善意の內面的な眞義であると信ずる。信賴とは の解釋学的意味内容は、これを真實に關わらしめて不知 信賴は誠實(Treue)の概念に結びつく。 (Zuversicht) よりも弱度の、しかし希望 (Hoffnung) よりも高度の期待 (Erwartung) として特徴 外觀が眞實と異ることを知らない第三者の信賴は外觀に相手方の眞實を期待することだからである。 の價値を實證する。眞實と異る商業登記の外觀は善意の第三者の客觀的な信賴基礎を興える。第三者の ととに、 客觀的にも信頼すべき性質のものに信頼したことを意味するからである。從つて、 いわゆる「狹義のレヒツシャイン概念」(ein engerer Begriff des Rechtsscheins) 他人の意思領域における信用 即ち信賴の受領者は信賴者の期待に應えることによつて信賴を正當化 信賴の客觀的基礎をえて保護價値を獲得する。 (Glauben) (Unkenntnis)として把握されるが、 に自己の意思領域における誠實が對應する。 監し第三者が外觀 われわれは更にこれ 第三者の保護され づけられ との點 がここ その 善意 Ø

#### 

題が當然 間の見えざる結びの糸こそがいわゆる信義誠實の原則 シ 來意味するのであり、 の見るところでは、 規定している。 又ハ過失ニ因リ不實ノ事項ヲ登記シタル者ハ其ノ事項ノ不實ナルコトヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ」と 見るので が商業登記の公示主義(Publizitätsprinzip)を他方から補强しようとするところに、 與因主義 期待を裏切らないように、 誠實によつて具體的に正當化されることになる。 かように考えてくると、 いて公信 相對化を說くことは法解釋学にとつて重要な關連がある。 解釋学としては、 ンのあり方という法現象自體のメルクマッルに効力發生の根據を見出し、 おける外觀的効力と呼び改められるべきである。 ある。これがレヒツシャイン法理の典型的な構成である。 全くナン 力があるが、 に存在するのである。 (Veranlassungsprinzip) がそこに働く。 定說は、 センスだからである。 凡そ公信力の語は法解釋の論理には不適切であつて、 かかる絶對的なものは始めから問題にならない以上、 故意又は過失に限定するところに相對的なものがあるというのである。 第三者の善意はその信頼の客觀的基礎によつてのみならず、 この規定が商業登記の相對的公信力を承認したものであるとなす。 取引の安全という經濟的需要を法律的 効果の目的に掲げて理解する行き方よりも、 彼は相當の責任を負うべきである。 外觀の發生に原因を與えた者は信賴保護による不利益を負擔しなければならぬという 勿論、 動的安全の要求を靜的安全の要求により調整するという意味では、 もしもこの者の意思領域に誠實を欠くものがあるならば、 これを一方の支柱としていわば信頼主義 (Prinzip von Treu und Glauben) でなければなるまく。 何となれば、 信賴保護の一 だがそれは法の經濟的機能を見屆ける問題であるか わが商法典の第一四條はこの構成に立つて、「故意 公信力それ自體は第三者保護 私的信賴者のために存在する外觀の作用即 相對的公信力とか或程度 面にはかかる歸資 かかるものであるが故に取引の安全 更に信頼の受領者たるべき者の 信義則の技術化をわれわれは つまり對抗不能の點に (Vertrauensprinzip) しかし乍ら、 (Zurechnung) の一面 の公信 第三者の 力とかい Ø みを本 の問 ヒツ 公

業

登

記

O

ե

ツ

者の「 過失」 に役立つとする進み方が正當であろうと考える。 レヒツシャ 說はこの語句を楯に採つて、 を感ぜざるをえない。 る が は 誤解であると評さねばならない。 としてい 法文はた と同 参加 ので の利 によつて政策的 無制限な善意は、 極 力避 ある。 故意 視 せる法律上 ある場合に限定されるのは蓋し當然でなければならない。これは本來限定すべからざるものを限定 益を衡平に規律することを目的とする私法においては、 . る。 せられ h 事 け ッ 取引上 又は過失」 ۲ |據を有するのである。從つてレヒツシャインの効力が第三者の(E) るべきで、 に善意とのみいうにとどまつて、その善意が過失にもとづかざることまでをも要求 ただ、 しかし乍ら、 て保護されることがない。 7 な取扱を別にするのである。故に本條のいわゆる善意も當然に善意にして且つ過失なきことを法 は の利害關係の性質に從つて論ずべきである。 無過失といつても、 重過失のみを拒否する。 レ · 法理 先ず、 という法文の語句その 法文に過失の有無を問 ヒツシ これは本條が登記の「公信力」を認めた規定であるとする定説の不適切な立場に縁 Ø 荷も善意であれば足り、 \* イン法理からすれば、保護價値をもたないのであつて、善意は必ず無過失を要件とす 構成の基礎から必然的に出てきた歸結なのである。 「善意」とは登記された事項の不實なることを知らない意味であるのは明 V わゆる公信の原則からすれば、過失の有無を以て善意保護 重過失なきを以て充分とするか、 社会防禦を目的とする刑法が犯意と過失とを區別するのと異つて、 現行法上最も取引安全の高調せられる手形取引に わない以上、 ものについては、 過失の有無を問わないとして、第三者保護の趣旨を徹底しよう 無過失を要件とすることは許されな ィ ン 惡意と過失とは わが私法は大體において民事取引上は輕過失をも保護 われわれは立法者の恣意による表現の不足 の効力發生要件はこの意味で何よりも先ず信 輕過失もなきことを要求するかは、 「善意」 原則的 但し、 なるに對して與因者の に同視せ 信賴者の られ、 \$ の機会を制限すること してはい いても、 のかも知 「善意」 あとは ないので、 かであるが、 をいい営事 んしたの と不適 重過失は惡 れな 「故意又は 過失の 當事者 義則 善意者 は由する だ 定 K

### 印學 對 究 第五卷 第一號

اگر ان مرزون مرزون ろうかい するような高い注意義務を第三者に課するのは行過ぎだからである。次に、「故意又は過失」という當事者へするような高い注意義務を第三者に課するのは行過ぎだからである。次に、「故意又は過失」という當事者へ 却しないからである。 登記にまで公信力を承認しないところに、 乃至抹消を申請しないでいる場合の當事者の不作爲即ち「沈默」にも、 失しは、 を蒙る者の責任は不法行爲者の責任と混同される虞れなしとしない。不實登記の當事者への歸責は不法行爲の問 原因であるが、 るために、 さような不實登記にも或範圍で本條の適用が可能となるであろう。 不實登記をなしたのではないけれども、不實登記のなされたことを知り乍ら、何らの異議をも申述べず、 更に廣く、眞實と異る外觀に對する信賴が第三者に喚起されることを知つて不實登記をなす「意思」という風 とするものと解すべく、 は 營業經濟社会の信義に反則した者の處置を考えなければならない。恰も不法行爲を思わしめるような「故意又は過 一つの原則から成る。 なく、いっち 態様を物語るも また過失といつても、 文理解釋で行けば、狹きに失するのである。 定說はこれらの諸點について文理解釋を堅持し、登記事務取扱者の錯誤又は第三者の虚偽申請による不實 信義則 <u></u> 判 例及び学説共に略々われわれの解釋するところと同様な結果を慣習法として發展せし これは法文の語句として極めて不適當であるとわれわれは思う。 と利益調和の問題である。 のであり、 ドイツ商法においては、 第一 その過失の程度は重過失で足ると考える。 0 原則 沈默もまた興因である限りにおいて、 たんに不質の事項たることを知らずに登記した不注意をいうのみならず、 は 商業登記 本條の法意を見出すのであるが、(gs) そとでは、信賴保護のために營業維持の基礎を危殆ならしめない範圍 わが商法第一四條のごとき明文の規定を存しないが、 の申請者はその表示の不實なることを以て善意の第三 故意が未必の故意を含むのは勿論であるとしても、 さような不實登記は必ずしも當事者 **蓋し意思・過失・沈默の三者は外觀** 營業經濟の靜的安全のために輕過失までをも排 過失の解釋を擴張することは許されない レヒツシャイン これでは、信賴保護によって不 法理の 構 めてい 取引の安全を圖 者に對抗すると 成 渦 D) との場 の歸 の與因行 らすれ 又その更正 失に る °íí 責を阻 Ø に解 よつて であ 合は 利 で、 題 盆 除 0 で

を片々たる法文字句の故に歪曲すべきいわれは毛頭もあるまい。 有責の行爲であるから、その者は登記に對し責を負わなければならぬことを意味する。 は商業登記簿の訂正の處置を執らなければならないという思想であつて、何らの處置をも執らなかつたということは すべき仕方で放任する者は不知の第三者に對してその不實登記に從い責を負うとなす。これは、不實登記を知れる者 る。 おいて旣にかようである。 とをえないとなす。さような申請は公衆への表示(öffentliche Erklärung)であるから、 錯誤・詐欺・過失によつて原因を與えられた表示であれば、第三者は申請者をそれに拘束することができ 第三者がその不實を知れるときは、 との表示は行爲能力者によつてなされなければならず、また登記官吏の强迫によるものであつては 況んや第一四條の規定を有するわが商法がこの一角にレヒツシャ との効力は排除される。 次に第二の原則は、 明文の規定なきドイツ商法に 不實登記の除去を責に歸 イン法理の典型的な發現 表示の誠實が要求せられ

Oertmann, Grundsätzliches zur Lehre vom Rechtsschein, ZHR 95, 1930, S.457

(註二) この点を明かにしたところに、ヴェルスパッヒェルの功績がある。 拙稿「レヒツシャイン法理の課題」商學討究二卷三號四

ため看過され易いと思うので、特に强調しておきたい。Wellspacher, a. a. O., S.33 ヴェルスパッヒェルはこれを Prinzip der Kongruenz と呼んている。この点は、レヒツシャイン法理に對する一般の誤

し又しうべきこと」を相手方保護の要件として掲げる。 Bähr, Über Irrungen im Contrahiren, in Jher. Jahrb. 14, 1875, S の一人たるベェアは契約締結における表意者の錯誤を論じて、「相手方が bona fide てそれにもとづき權利を取得したとglauben ける信頼主義はその何れに屬するか、レヒツシャイン論者の說くところ必ずしも明かてはないようである。例えば彼らの先驅者 がそれに信頼したこと」として要約される。Jacobi, Die Theorie der Willenserklärungen, 1910, S.33. わが図の外觀論者の先 だが、ベェアを祖述してレヒツシャイン法理を本格的に意思表示に展開したヤコビにあつては、この要件はたんに「相手方 善意には二義があり、消極的な不知で充分とする說と積極的な信用を必要とする說とがあるが、レヒツシャイン法理

商

業登

### 商 學 討 宪 第五卷 第一號

ば 闘するものであり、信頼としての期待はその眞實と異る外觀に闘するものであつて、兩者が始めて調和するということである。 あると理解すれば、 れないことになるとの批判がなされている。田島「民法一九二條の研究」五九一頁以下。もしもかようなものが積極說だとすれ されておらないようである。そこでは、積極説を採ると、善意と惡意との間隙に疑惑という内心の狀態が介在して、これが保護さ 驅者たる田島博士ははつきりと消極説に賛成せられるが、この立場とレセツシャイン法理の基柱たる信頼主義との闘連を明確に この点について、われわれは舊稿の敍述を改めなければならぬと今は考える。拙稿「レヒツシャイン法理の構成」前掲七四頁。 信賴主義は積極說ではあるまい。蓋し信賴とは確信を意味するものでないからである。本文に述べるように、信賴は期待で 信賴主義は葬意の消極說と予盾しないのではあるまいか。勿論、その前提において、消極的な不知は眞實に

(越五) Eichler, a. a. O., S.3f.

Derselbe, a. a. O., SS.15-17; Elster, Handwörterbuch der Rechtswissenschaft VI, 1929, S.54ff

(註七) あると述べている。 Müller-Erzbach, Wohin führt die Interessenjurisprudenz?, 1932, S.82. 彼はいわゆや與因主義は實際上は歸實の理論で

(註八) 闘する私法的研究』」一橋論叢二七卷三號 論」五六九頁。ドイツでも最近かように理解する學者がいる。拙稿(紹介)「ヘルマン・アイヒラァ著『信賴の法理論-信賴保護に レヒツシャイン法理が信義誠實の原則の技術的展開であることを提唱せられるのは米谷博士である。同博士

(註九) 本稿九貞註九參照。

(註一〇)「絕對的な信賴保護は法の知らざるものである」(Ein absoluter Vertrauensschutz ist dem Recht fremd)—Eichler, a. a.

前揭七三頁。 はこれに反對し、 ドイツ民法典の第八九二條第一項は土地登配簿の絕對的公信力を認めているかのように一般には説かれるが、ネェンデュルップ レヒツシャイン法理の典型に當てはめて解釋しうることを非張している。拙稿「レヒツシャイン法理の構成

(註一一) 拙稿「ヤコビにおける意思表示のレヒツシャイン」前掲六○頁。

(註一二) ると考えて始めて、この法理が活きてくるのである」と强調した所以も、 拙稿「レヒツシャイン法理の課題」前掲七三頁において、「信賴主義こそレヒツシャイン法理の死命を制するものであ ここにある。

社 岡川「私法に於ける Rechtsschein 法理の展開」法政研究四卷二號一八三頁、一八八頁。

誰 おこう。即ちエストッペルの阻却事由の一として被表示者の惡意が掲げられるが、これには事實上の覺知と推斷的の覺知とがあ 消・更正の請求を第三者が知らないのは重過失と認定すべきではあるまいか。Naendrup, Begriff des Rechtscheins, S.3 Anm.1. 者がこれを知らないのは重過失であるから保護されないのであると解釋するネェンデュルップの立場は、不實の商業登記に對する の善意は無過失てなければならぬことになるであろう。伊澤「表示行爲の公信力」八三頁以下參照。 みならず、レヒツシャイン法理のイギリス版乃至アメリカ版ともいうべき英米法上のエストッペル法理の構成をここで授用して 善意者の重過失を認定する基準としても、大いに参考になるのではなかろうか。とくに、 四條の「故意义は過失」を擴張解釋することにより、不實登記を放任する者に歸責するのであるから、當事者の異議申立や抹 后者は善意なるもしかし知ることをうべかりし場合に該當する。とすれば、 善意のみを要件として過失を問わないことの根據が如何に薄弱であるかの比較法的な論證として、 この点で、ドイツ民法第八九二條第一項但書の土地登記簿の内容の「正當なることに對して異議の登記ある」場合第三 エストッペルの成立要件としても、 后述するようにわれわれはわが商法第 われわれはドイツ法の

註一五) 拙稿「ヤコビにおける意思表示のレヒツシャイン」削掲五七頁。 レヒツシャイン法理における原因 主義 が不 法行為の問題でないことについては、われわれは旣に他の機會に述べた。

失」(Wille oder Fahrlässigkeit) の語を使用しているが、妥當である。Derselbe, a. a. O., S.5 Anm.4.

ネェンデュルップは不法行爲を思わしめる「故意」(Vorsatz)と誤解されてはならぬという顧慮からして、

「意思又け過

.註一七)「沈默」(Verschweigung)は與因の消極的形態であるとわれわれは見る。拙稿「レヒツシャイン 法理の構 による不作爲のエストッペル (estoppel by holding out or standing by, acquiescence, waiver)がそれである。 頁。これをエストッペル法理と比較すれば、 興味ある類同性を發見することであろう。即ち英米法にいわゆる放任・默諾 伊澤・前掲六七百

(註一八) 西原・前掲三〇二頁。

(註一九) J.v. Gierke, a. a. O., S.58; Baumbach-Duden, a. a. O. S., 75

商

する 意なるもの そして 眞實と異る外觀 んるけ Ō かかる特殊な事態のない限り、 あるとい が當然である。 された事項が眞實と異る場合に登記 とも、 に對しても積極的に真實を真實として主張しうる對抗力のことである。 われるかも の殘存する特殊な事態を考えて、 登記された事項が真實の通りである場合に これを言葉の本來の意味でわれわれは 知れない。 荷も眞實の通りに登記された登記能力ある事項については第三者の惡意を擬制 しかしわれわれはさような凡ての場合に亘つてではなく、 の外觀的効力を論ずるのはレ そこにレヒツシャ レ 公示的効力と呼ぶ。 Ľ ッ シャ イン 1 法理を適用すべきであるというにすぎな ヒツシャ ン 法理 を適用 故に公示的効力とは常 1 との點で、 ン法理 しようとするの の適用上正面を行く感じが 次の三つの たんにその場合なお は に第三 邪 問題を明 道であり、 一者の カン

關する のであつ n K L うも 場 て を 뢺 例 營業組 原則 建 おくことは、 えば、 は 係 て、 成立要件たる公示方法の問題である。 Ø で 前とする。 Ø で あ 對 は るか。 權利又は 權原 織の法的に あつて、 抗 V d' 要件たる場合とがある。 K なる時代においても又いかなる法制 公示原 因つて自己に商號専用權を取得したとい 故 後者の場合のみならず、 權利 Ŕ **法的要素そのものを公示するのではない。** 意義ある諸要素の變動に 登記 又は法的要素それ自體 則 の下におけるレ Ø 要件とされるところ、 レ ヒツ ヒツシ 前者の場合に シャイン法理が公示原則 登記という公示方法は新たなる法律闘 - 關する要件となつていて、 の概 + イン法 念構 K 必ず おい 成 も適用の余地 に關する原則ではない。 権利又は ても **う主張には、** 理適用の限界を示すに役立つであろう。 公示の原則 一定の権利 法的要素の發 があ の 下 登記 それらの諸要素の構成 は、 るの K 又は權利 適 の有無が岐路 從つて、 **1** 用 生 0 の個 氽 係 b 商業登記もまた 消滅 n 地を見出すとすれば、 Ø b 權利又は法的要素の變動 成立要件たる場合と既 々 となるけれども、 Ø n 變更 要素の變動を公示する Ø 理解では、 に開 75 間 する要 Ø 題とな 公示 公示方法 件 そ 侵害に つ 方 7 法 成 で Ø な 0

業

登

肥

0

t

ッ

1

とする。 當然である。 「5 6 設立登記 義も對抗要件主義 ように 人の を設定するところに意味 れる登記 商號の譲渡行 の原則といつても、 要件主義 とのために登記を要件とする場合がある。 る 對して自己の 主張するには前者の主義に從い、 K 前者 商號專 個別 設 むしろ設立登記によつて發生した会社法人格の効力であつて、 權 間 の場合は登記を俟つて始めて取得の効力を主張することができる。 ح 用權 は成立要件たる登記であるから、 的効力を有するとはいいえないけれども、 别 的否認を許すことはその發生した權利の侵害となり、 という。 後 は 0 は ため、 ただ、 何 爲によつてその専用權を取得したと主張するために必要とせられる登記 とは區別すべきであつて、 號專用 應明瞭である。ところが、 人に對しても会社法人格の取得を主張しうるというの も何れも權利の變動に關する原則であるから、 わが商法典は商業登記について兩主義を併用し、 会社 成立要件主義の場合は、 權利 權 があるのだから、 法 Ø Ø 變動 効力を主張するには、 人 格 に關する原則 Ø 会社の設立及び合併によつてその法人格を取得するには後者の主義を採るべ 取得を登記という公示方法 後者は商號専川權 登記原 設權的効力を有するというべきである。設權的効力ある登記は 会社法人格の 取得の効力を主張するために登記を要件とするのではなくて、 どこまでが商業登記の効力であるか、 と權利の構成に闘する原則との區別 因 登記 会社の設立行爲によつてその法人格を取得するために必要とせら の欠缺・ の有 取得がそれである。 |無を問 の概念構成上當然に効力の主張を可能ならしめる。 に直結・ 瑕疵等のため不實登記となるのでない限り、 論理的に不可能といわねばなるまい。 公示の原則として把握される。 わな これについて第三者の善意 して、 商號の選定及び譲渡によつてその専用 は、 Vo 登記 嚴密に 商號専用権の變動 取 得 前者を對抗要件主義といい、 Ø の對象たる商號專 時期 いつて、 は紛わしくなつている。 本質論的には問 に法 は 對抗 設立 人格 に闘するからである。 要 登記 0 件 一發生 悪意を問 しか 用 た 題であろう。 の効力 權 る登記 あり と侵 この意味で Ļ 新たに たるも わな 後者を、 同 であるよ 不 成立 權 取 害 得そ 知 であるか じく公示 Ó 0 要件 きも 取 對 0 權 は [/] 成立 Ø 得 Ø <u>ታ</u>ኔ 象 利 3 Ø を ح カン る た

らする論理必然的な歸結と見るべきではたかろうか。 このことが實際上は强力な公示作用を果すことになるのであるけれども、 て取得された新たなる法人格そのものの効力として、 の談となるのである。会社の合併による法人格の取得もまた右と同様に理解されるべきもので、 そこに間接的ながら徹底した公示作用を實現することになり、 かように見てくると、本來、公示の原則として商業登記の効力 その取得の主張が對世的なものとなつているのである。そし いわば一 この結果はむしろ会社法人格の概念構成か 般第三者の悪意が擬制 合併の登記によつ されたと同 T

註 ら明かであろう。 石田 物權法論 八三頁參照。但しわれわれは博士の所說に全面的に從うものでないこと、本文所說のところからして自

設權的効力なき登記即ち對抗要件たる公示方法の場合だけになるであろう。

を問題とすべきは、

(註こ) 號を登記することは れる。この場合、 者は正當の事由がある。 **を第三者に主張するには登記を要件とするのである。** いるので、 というにすぎない。この場合登記 法律上の保護こそは商號登記の公示的効力に外ならぬのであつて、これと商號專用權そのものとを混同し の實質的審査權の確立と取引安全の確保という角度から決定すべき法律政策の課題である。わが商法典は對抗要件主義を採つて れる。但しその惡意とは商號專用權の發生を知つているということであるから、 號専用權の概念は本來公示方法の有無を離れて構成されるべきもので、 **商號はいわば無体動産であるが故に、その上の物權的な專用權の變動には公示方法として登記を要件とするのが妥當である** われわれは商號専用權の概念を通説のように登記商號のみに與えられた法律上の保護の意味には理解しない。 商號専用權の取得は、選定行爲によると讓渡行爲によるとを問わず、登記なくして有効になしうる。ただ、 正當の事出によつて善意なる第三者には公示的効力は及ばない。即ち同市町村外で異る營業のために同樣な商 正當の事由ありとされる。 「不正ノ競爭ノ目的」ということになる。 いずれの場合も、 | を對抗要件とするか成立要件とするかは、 第三者が悪意であれば、 同市町村内の同一 商號選定の登記の公示的効力は商法第一九條及び第二○條に かように商號専用權の取得は第一九條及び第二〇條によつて公示 一管業のためであつても、 これに對抗できる。 恰も動産物權の概念が登記と無緣なるのと同樣であ 商號眞實の原則への法考慮、 商號専用權の內容たる利益が得意先の關係に とくに后者の場合は第三 それを未登記商號として使用する第三 とくに登記事務取扱者 てはならぬと考える。 むしろその その効力

侵害から保護される商號専用權は、 なるものを云々するのは、 斷である。これに對し、 的効力を附與されるのである。 つばら規定したものである。 商法第二一條は、 われわれ 故に侵害者の主觀的要件も「不正ノ競爭ノ目的」とはいわずに「不正ノ目的」となっている。 同條の登記によつて商號專用權が設定されるのではない。從つて、 その取得について登記のありたるや否やを問わないのである。 の理解し難いところである。このことは商號讓渡の登記が創設的効力の問題 取得の對象たる商號專用權を規定したものではなく、 侵害の對象たる商號専用權 通説が商 號登記 の創 また

体何を創設するといわれるのであろうか。説明はそこに與えられていない。 野津博士は 向から對立するからである。商號讓渡の登記については、不思議と通說は創設的効力ある旨をいわない。例えば西原・前掲三〇〇 六八頁參照。 せられる會社設立の登記や會社合併の登記は商號選定の登記や商號讓渡の登記とは別種のものであると考えられないであろう 商號專用權と不正 いわない方が正當の見解であるけれども、 事用權の成立要件ではないこと、從つてそれが創設的効力乃至設權的効力あるものではないことを力說したのは、 われわれの理解では、 商號選定の登記も商號讓渡の登記も、 通説については、 競争との問題的關連については、 前者は成立要件たる登記であり、 ここに引用するまでもない。ただ、 それならば何故に商號選定の登記のみが創設的効力ありとされねばならぬのか。 共に創設的効力ありとされる。 一拙稿「不正競業禁壓の法史と法理」一橋論叢三〇卷三號、 后者は對抗要件たる登記なのであ われわれが本註で主として商號選定の登記について、 しかし少くともそこに創設的効力ある登記として包 同博士「新商法大要」 る。 新訂版上卷四 とくに五 それが

、註三し 規定であ 定めた第四八一條第一項がある。舊法上は增資の登記(舊商法第三五八條)もまた創設的効力を有したが、 一記は對抗要件たる變更登配の一 商法第五七條は會社設立の登記、 るが、 成立要件として設權的効力ある登記を認めたものは、 種」すぎない(商法第一八八條第三項、 商法第一〇二條、 第一四七條、 わが商法典上この二つの外に、 第四一六條、 第六七條參照)。 有限法第六三條は會社合併の登記に關する 外國會社の繼續取 新法では新株發行の

る登記ではないのだから、 九七頁。これは しうるということとは、 登記及び公告がなければ善意の第三者に對抗し得ない、 原博士は、 應見えるという話であるから、 設立登記が會社成立の最后の要件であるということと、 「別個の問題である」として、支店設置の登記及び解散登記を類比的に援用せられ、「會社の成 類比的援用は始めから無理ではなかろうか。これに對し、成立要件たる會社設立の登記が何故に 反論の筋合ではないが、それにしても支店設置の登記や解散登記 と解するのが一應論理的に見える」と述べられる。 かくして成立した會社の存在を第三者に對して主 成立要件

記 O V t ッ シ ィ

## 商學 討究 第五卷 第一號

ずる。決して別個の問題ではない。別個の問題であるというのは、そこに不實登記の問題を混淆させてくるからで はある まい 行かない。會社設立の登記は不實登記でない限り、 存在の主張と別個の それこそ別個の問題であろう。 問題であるのか、そして別個の問題であるとするのが何故に一應論理的に見えるのか、 會社存在の主張を當然可能ならしめるというのが論理の必着するところと信 われわれには納得

(註五) 許さないとするのが大乗的解釋であろう」と説かれる。西原・前揚同頁。われわれはそれを論 理的解 釋 であるとするだけであ とすることになると考える。 會社法人格の概念構成上公示方法を成立要件とする以上は、 西原博士は、 「公權的な登記によつて成立を認められた會社の人格性は、これを劃一的に取扱い、 成立した設權行為は當然に公示面で第三者の善意・惡意を論外 一般人の個別的否認

れば、 者・即ち法人設立行爲に關與した者以外の者を意味する」というのである。我妻「民法總則」(民法講義Ⅰ)一七二頁。これは うなことはあるまい。即ち、 設立者や社員や主務官廳のどとく保護に價いする實質的の利益がない者には登記なくとも對抗できるということで、そうだとす わゆる コトチ得ス」と規定しているが、登記の欠缺を理由に惡意者までかも保護する法意であるかどうかは疑わしい。通説は法文のい 示面で第三者の善意・惡意を問題とせねばならぬ。 善意・惡意を區別する立場がひそんでいるといえないであろうか。 や設立許可を與えた主務官廳は他人であるとする少數說もあるくらいであるから、 これを例えば、 法人成立の事實を知つている惡意の第三者に對しては、登記なくして法人成立の主張を許しても、 「他人」は善意・惡意を問わずとするが、 會社法人格ではなくして、一般の社團法人格の概念構成として見れば、登記は成立要件ではないから、 他人の範圍を制限し乍ら、 しかし他人の範圍を解釋によつて制限するのであつて、 わが民法第四五條第二項は「登記ヲ爲スニ非サレハ之ヲ以テ他人ニ對抗スル 他人の善意・惡意を區別しないのは筋が通らぬように思われる。 これに應えて立論する通説の基礎には他 不慮の損害を與えるよ 「他人と云うのは第三

は實際上重要性を失つているともいえる。 分けて規定している。 は登記及び公告の問題である。 尤も公告省略の今日では登記のときに登記及び公告があつたものと看做されるか わが商法典は商業登記の効力に登記そのものの効力と登記及び公告の効力とを しかし公告の省略は「當分の間」の措置とされ、 從つて法典の用語 B, ح もその の區別

業

登

記

Ø

Ъ

ッ

1

民法第 と規定してい 告が 七條、 る 得 改めて第三者の善意・思意を問うまでもないとするのであつて、この故に公告とは無關係なのである。 張する要件を登記 なつていて、 との要件としてむしろ会社法人格の槪念を構成するものであるから、この構成要件を充たして成立したものについて、 號譲渡の登記すらをも加えるのであるが、 ていない。ところが、 の要件ではなく、 產 カゝ が正當であると考える。そして設立登記及び合併登記は会社法人格の取得を主張する要件ではなくして、取得そのこ れわれも公告とは關係なしに既に詳論した。 それは登記 なければ對抗できないのか。 完力・推定力・公信力の四者が登記そのものの効力であつて、公告とは無關係であるという。 權變動 第一〇二條、第一四七條、第四一六條、有限法第六三條)もまた「登記ヲ爲スニ因リテ」とうたつて、 七八條 ととに公示的 る場 公告を要求していない。この規定が登記商號の讓渡の登記を規定したものであることは言を俟たな てあるので、 Ø 商號 公 が るの 示 17 原則 動 求めているのである。 の専用権が當事者間 既に有効に成立したその發生及び移轉を第三者に主張する對抗要件であるということになつてく その動 產 効力の問題を生ずる。この場合、 商號選定及び商號讓渡の登記を通說に反して設權的効力の外に置くと、それは商號專用 な 關 理 Ø であり、 産の引渡が無體動 スル物權ノ讓渡ハ其動産 論的 法文は、 にはなおこの區別 公 示原 の意思表示のみで有効に移轉することを前提にして、 いま商號をフランス流に 例えば商法第二四條第二項に見る通り、 われわれは会社設立の登記及び会社合併の登記のごときものにそれ 則 はこの場合いわゆる對抗問題 產 問題は創設的効力の場合である。 の故に登記と書き改められたようなもの は重要性を有しているというべきである。 引渡 登記のみで對抗することができるのか、それとも登記及び公 アル = 非 無體動産の一種として把握するならば、 ታ V ハ之ヲ以テ第三 處理 Ø 通說はこれに商號選定の登記 )原則で 「其ノ登記ヲ爲 いであろう。 5 者二 ある。 對抗スル その効力を第三者に 通說は商業登記 對抗問 後三者につい スニ 民法 法文 題 ŀ 非ザ 公告を要 ではそ コ (商法第五 恰も ヲ v 動 得 を限 權 て 及 わが 一淡し n ス び 0 ع Ŧ 取

#### 四學 討 宪 第五卷 第一號

しては動産所有權の二重讓渡の形態で生ずる。

商號譲渡の登記もまた、

これと公示方法こそ違え、

二重譲渡の場

と同 えた以 者間 對抗問 することは、 拘らず尙從來の狀態に信賴しているとすれば、 の對象たる商號専用權の内容たる利益を代表する者ということもできよう。 定することは頗る合理的な解決法というべきである。ただ、 責任關係の確定が問題である。 ときは營業名を見出すのである。 任の起點となる他の面をも有する。 ぶ方面乃至範圍である。 權 つて對抗せら の譲 への對抗 從來 K K おいては別として、それと當事者以外の第三者との間には物權的な支配關係の確定が問題ではなく、 題を解決するところに意味が 商號 論ずることを適當としないところがなくはない。 商 力を附興 公示 法 號専用權者たる譲渡人が譲渡の登記後に残存する營業名の外觀に對して或限度で責任を負うべ IT れることの當否である。二重讓渡の當事者たる第三者は、 物權關係の速かな確定を望む意味から、 一律政策上決して失當ではない。 化體された營業の名聲と信用を頼りにその營業の顧客關係を實質的に形成する者である。 の原則を適用した規定というべく、 したのである。 というのは、 ここに兩讓受人の何れか先に登記した方に營業名ありとして第三者への責任關係を そこで商號の二重譲渡を營業名の二重譲渡として理解するならば、 あ る<sub>?</sub> かように對抗力が即ち公示的効力であると理解するとき、 われわれはこれを價値的に把握して專用權を見出すが、 商號は一 從つて商法第二四條第二項は動産所有權の讓渡におけると同樣に その譲渡の事實を知らないという善意は一顧に 勿論或限度が問題であつて、 般動産と異つて物權的な支配の對象となるばかりでなく、 ただ引渡に對抗力を附與したのと異つて、 もはやその善意を顧慮するまでもない。 この關係に登場する第三者は商號専用權の 殘る問題は第三者が善意なる場合にもかかる解決法 たとい善意であつても、 無制限 かかる第三者が譲渡の登記の な信賴保護は折角の登記の公示 これを機能的 しか 價 問題となる との場合は V し債権 する。 一旦登記が決 取得 二重譲渡の當事 債權的<sup>·</sup> 從つて取得 の當事者で 關 に把握 ح きもの 債權 つたに 商號 係はこれ Ø 意 的 専用 17 味 な

業

記

Ե

ッ

ャ 1

限 ら、 る。 當事者以外 に相似た二面 叉との解釋は、 制する公示的効力が働くのである。それまでは從來の登記商號即ち讓渡前の登記商 効力を否定することになる。この限度を劃するものが公告である。 されていることを注意すべきである。 未登記の イン 及び公告の効力としては一 商號讓渡 かような解釋は の第三者に對する關係は商法第一二條の規定に解決を求めるべきであるということに外ならない。 理 の登記 の公示的効力を認めることができる。 Ø 方譲受人へ 二重譲渡以外の商號譲渡は第二四條第二項の問題ではなく、 適用 Ø を認める意味 結局、 對抗力は登記そのものの効力として二重譲渡における未登記の一方譲受人たる第三者に及び、 の對抗力乃至登記濟の他方讓受人の對抗力は商法第一九條及び第二〇條の規定によつて制 商號の二重譲渡の場合に、當事者間 般第三者に及ぶというのがわれわれの解釋である。 と實益があり、 一般第三者に對しては、 公告がなされて始めて公告の了知可能の範圍内で第三者の惡意を 但しこの場合は二重譲渡といつても未登記商號のそれであるか やはり登記及び公告の後に對抗 の對 則 抗問題は商法第二四條第二項によつて解決し、 ち登記があつても公告のなされぬ間 第一二條の 商號選定の登記についても、 號 Ø 間 外觀的効力が働くわけであ 題で あるとするものであ 力が生ずる。 從つて され と 擬 ッ

注 (註二) というのみである。 商號選定の登記に關する第一九條及び第二○條も法文上公告を要求していない。 西原・前掲三〇〇頁以下。但し、 のを學げることができる。 しかしこれは登記そのものの効力と理解すべきではないので、 博士も述べられるように、 公告と無關係な登記のみの効力として、 「登記シッル」又は 本文では意識的に除外し この外に附隨的 一登記ヲ爲シタル」 効力

(註三) 第二一條に見る通り法律上の保護があるし、 と謂ふべく從て其讓渡の登記か爲すことを得ざるや言を俟たざる所」となす。 判例は 「登記なき商號に付きては法律上何等の權利を認めざるものなりと解すべきを以て右は護渡の目的たるに適 臺本一九頁参照)。未登記商號に法律上何らの權利心認めえないということは、 とくに不正競爭防止法上の保護がある。今日では未登記商號上に權利な認める 東京地判・大正八・一二・二六 現行商法典上では不當の立言であ (小町) せざる

#### 商 討 究 第五卷 第 號

學說の方が有力であることは比較法的にも立言しうる。 が認められないのは技術上の理由にすぎないのではないか。 拙稿 不正競業禁壓の法史と 法理 前揭參照。 未登記商號の譲渡の登記

、註四) Jean Escarra, Principes de droit commercial, 1934, nº 474

(註五) いう同條よりも「物權ノ讓渡 西原博士は不動産物權の變動に關する民法第一七七條か對比せられる。西原 という第一七八條を對比させた方がよいと考える。 前揭二九五頁。 物權ノ得喪及ビ變更」と

(註六) 石田-前揚一〇四頁

(註七) と考える。 ばとて、 このことは西原博士が旣に指摘されたところである。西原 頻發することは望ましくない。 法律關係紛糾の機會を可及的少くするためには、 ・前掲同頁。 しかし對抗問題は、いかにこの規定の備えがあ 解釋によつて問題を限定すべきである

(群八) ずに甲を營業主と誤信してい あるとなす。 わゆる 合理的な解決法といいうる。民法においても二重護渡の對抗問題は護渡の當事者間においてのみ生ずるとは解されていない。 なるか。假に丙が乙よりも先に讓渡の登記をしたとすれば、登記后は、 度で封じられるわけである。それはそれとして妥當な解決法であるけれども、 つて甲は第三者に對する名板貸人としての責任をもはや負うことはないと解することは、 して辨濟の責に任じなければならない。つまり、甲は第三者への責任關係において商號讓渡の事實を確保する途を取引安全の限 こし商法第二三條の名板貸人の責任を負わればならない。この場合、 商號を重ねて丙に讓渡した。 第三者」の意義をめぐつて、 乙に對してのみならず、 例を假設する。 后に本文においてわれわれの解釋を呈示する。 不動産物權の二重讓渡に關連して、 商法では、 同一商號に對するかような支配の關係だけではなく、 登記商號の専用權者甲が營業と共にその商號を乙に護渡した。 乙又は丙と取引をなした者であつて、その取引によつて生じた債務については甲は乙又は丙と連 乙丙共にその商號を續用する場合、甲は兩者に商號の使用を許諾した者として、 乙又は丙と取引した善意の第三者に對しても、 制限說と無制限説との争いいある所以である。 同一不動産に對し物權を取得した者のみならず、賃借權を取得した者も第三者で 本稿四八頁以下參照 善意の第三者とはその商號が甲の營業名でないことを知ら 内が商號専用權を取得したことを第三者に主張すること もしも乙丙何れか先に登記を濟ませた場合はどう 同一商號を起点として取引上の責任關係が廣汎に 護渡の事實を確保することがてきるとなし、 判例(大正四・二・二、大正四・四・二七 そして營業譲渡と同時に廢業し 債權的な責任關係の明確化を企圖した 善意の第三者に た甲は

者」の範圍

を限定して、

二重讓渡の場合にのみ第二四條第二項を適用する。

單純なる讓渡の場合は、

從つて

「第三者

解決することは 開するので、 第三 に慥かに 者の範圍は極めて廣く且つ流動性に富んでいる。 商法第二 四條第二 項の切れ味と見ることができる。 かかる第三者への對抗問題を一應登記の有無によつて一 しかし問題は正にそこにある。 舉

らないということではないから、 告があつたか否かは、 といっても、 力に從つて第三者の善意保護を論ぜられるべきであるが、この場合の一般第三者の善意は登記された事項が不實であることを知 引をした善意の一般第三者も不測の損害を蒙ることはない。 惡意である場合には、 O あるというにすぎない。 は前註に詳論した通りである。 中に惡意者をも含めるか否かの問題である。 前註の設例に見た通り、 登記後公告前の中間期においてレヒツシャイン法理を適用し、 善意の一 登記以前においてはその關係は一般第三者に對すると同樣になる。ただ、二重讓渡における債權契約者たる讓受人が それは登記後公告前の中間期に限るという意味ではない。登記以前においても一般第三者の善意を保護すべきこと 般第三者にも對抗しうる登記及び公告は眞實のものでなければならぬからである。不實登記は、 一般第三者の善意保護に影響がない。何となれば、否認權のない者がなした登記は依然として不實登記 たとい先に登記をしても對抗されることになるが、それは不測の損害とはいいえないし、 譲渡の當事者間では、 却つて讓渡人がその善意保護の責任者とされるからである。この場合、對抗される登記について公 ただ、 別個の問題である。 さような外觀的効力を登記後においても公告なき限りで一般第三者のために認めるべきで 後に詳論するが、結論を先にいえば、ここに第三者とは善意の第三者のことであ 登記以前の關係はどうなるか。これが商法第二四條第二項のいわゆる「第三者」 蓋し一般第三者の善意とは譲渡の事實を知らないということであ 譲渡の當事者以外の一般第三者の善意を保護すべきてある またこの者と取 不實登記 の効

規定を適用すべきである。 た第三取得者にも適用あることを意味するのは當然である。とにかく、 かも知れないが、 ゆる中間省略登記 本文では觸れえなかつたが、 法第二四條第二項を二重讓渡の場合に限つて、 註七にも觸れた通り、 の問題にも關連してくるが、 但し實際問題として商號が流通對象としてさように廣汎な關係者をもつことは先ずあるまい。 二重讓渡の當事者間にのみ第二四條第二項を適用するという場合に、 いわゆる對抗問題の發生余地をなるべく少くするのが合理的であると考えるので、 對抗問題に對する基本的な考え方で充分に處理することができる。 單純なる讓渡の場合は第一二條の適用とすることについては異論があ 同一商號かめぐる物權的な支配の關係の及ぶ限り、

商業登記のレヒツシャイン

といつても、

第二四條第二項のいわゆる第三者は存在しないのであり、第一二條の「第三者」あるのみである。

#### 问 學 計 宪 第五卷 第一號

原・前掲二九六頁。但し博士にあつては、 肥はできない。選定の登記のみである。兩者間の對抗力は登記後は第一九條及び第二○條による。登記前は實体上の關係によつ び公告」の前後な以てことな論ずる。 法的公示關係とはどのように調和するのであろうか。選定の登記がなければ、 て權利の所在を決する。 未登記商號の場合も、 甲は未登記商號を乙及び丙に二重讓渡した。甲乙間は物權契約で、 讓渡商號を以てする第三者への責任關係については、 物權法的公示關係と商事法的公示關係との二面が存在することは、西原博士も示唆しておられる。 實方「名板貸契約」法律時報二四卷五號一六頁、 商號選定の登記は創設的効力を有了るとされるのであるが、この立場といわゆる物權 甲丙間は債權契約である。 讓渡は不成立であるとなりそうで、 第一二條を適用して、これを確定する。 とくに駐四を参照 甲も乙もしか 説明がな かよう

けに、若干の疑義なきをえない。

以テ 第二項では登記及び公告後における第三者への對抗可能を規定したところから、ドイツの学說一般に商業登記の公示 後を以て登記事項の第三者への主張を論じ、 業登記の一般的効力と稱することは、 wirkung)に對比する。同條は登記事項一般に關する公示原則を規定したものであるので、この二面 Publizitätswirkung) うな意味を有するのであろうか。 原則を積極 かる二 第三は消極的公示力の問題である。商法第一二條前段の正文は「登記スペキ事項ハ登記及公告ノ後ニ 意 闻 ノ 第 三 者ニ對抗スルコトヲ得ズ」とうたつている。 的 ・消極の二面に把握するに至つていることに、 區別に對して疑問を有する。 と呼んで、この正文の反對解釋から導き出 われわれにはそれが、登記及び公告の前においては登記事項即ち營業組織の基礎的 既に定説となつている。 その第一項では登記及び公告前における第三者への對抗不能を、 體登記及び公告前の問題を登記及び公告の効力に包括することはどの 模倣したものと思われる。 これを学者は商業登記の消 これは、ドイツ商法典の第一五條が登記及び公告の前 され る 積極的公示力 (positive しかし乍ら、 極 的 公示力 の効力を併せて商 われわれは定説 非ザレバ之ヲ Publizitäts (negative 叉その

從つて「登記及

記

の

t

ッ

シ

1

と名付 諸要 眞實な 支配人 K **頼を保護するため** 側 され 前 的 登 は登記事 KC 的 的 カ n K であ 信賴 對す 间 0 た てある事項を眞實として第三者の善意なるものに對 賴 ならない。 0 正文は 人は外觀 るも 力 劾 る狀態に對 者 る登記及び公告後の効力とい まは眞實と異る登記簿上の外觀 るということができるが、 1 Ø と積極 たため 變動を善意 为 項であるけれども、 Ø て っため いる うべきも、 と無 のとは限 上適 F 的 關係 ح のであつて、 Ō K 論者 法たりうるからである。 の外觀 公示 積極 K, 應する過去の外觀上の狀態は支配人不存在の外觀であるから、 イツ商法 の第三者に對して主張しえないということをたんに商業登記のネ ら で 力との 決し な 的 變動の關係當事者に變動 Ø あ る。ほ カズ を存續 V に働 して公示: 第 גע 從來 1 對立は言 舊支配人の外觀はその場合支配人登記簿上に存立しているとは限らない。 5 くからである。 かように見てくると、 ・スティ 五條 せしめるも の狀態 これを商業登記の効力と一 的効力というべきでは しかしそれは 第 かなる對立的意味を有するの ク 語 が問題になつているのである。 項 にすぎないように思われる。 上 は現在の眞實の Ø 從來支配人の不存在なるところに新規に支配 Ø Ø Ь 更に、 が 規定と同様に、 Ø 公示的効力ではない。 商業登記 の主張を許さないというのが、 であつて、 その 登記及び公告の前 消極 ない。 簿上 狀態と異る外觀に外ならない。 しても主張しうるという對抗 的側面 概に稱することも正當で 登記及び公告の前 論 の表示である限りに 理的 またそれ ή, (¢ な たる登記及び 蔣 В 理解に苦しまざるをえない。 故にその外觀 何となれば、 K 意 な は 0 消 の第三者はその變動を知らずに從 で V は て 極的 問 において第三者が從來 な V 公告前 題と おい V 劾 これに對する信頼の保護は尚 わゆる消 と考えられ への 公示的効力とは眞實の カ 力の ガテ な なる信頼保護は登記 で て 信 Vo との外觀に對する第三者の 人を選任したときは、 Ø は 1 劾 賴 ことだからである。 信 な 極 例えば、 力なるも Vo フ 賴の保護は 0 的 保護は る。 に有 公 登記 示 j b ゎ 力 新支配人 商業登記 る Ó が n Ø 簿 商業登 登記 Ø 狀 b 商 は Ŀ 公 通 眞義でな そ 法 態 n 簿 Ø 示 來 なし K L. ŋ K Ø 的 信賴 積 更 现 0 觀 Ø K 記 Ø は Ø 劾 選 外 外 登 狀 消 極 商 rc は カュ Ø 石: 觀 効 信 力 椒 私 17 熊 的

#### 阿摩卜 討一笑 第五卷 第一號

まい 的効力であり、 必 るか 肥 示 らしめてのみ理解されるのであるから、 たことを保護する意味をもつのである。 原則が ては、 **一然的に積極的なものである。** されない登記事項、 と れ か 6 その反對解釋は、 ら 積極的意味をもつ。 登記事項に對する第三者の惡意を擬制する積極的な公示原則が存在するのみである。 との意味ではむしろ消極的なものである。 の場合に商業登記の消極的公示力を想定する定説の立場は、 商業登記簿外の外觀に關する限りで、 登記されても未だ公告されない登記事項が真實と異る外觀を殘存せしめる場合である。 ドイツ商法第一五條第二項の規定と同様に、 その消極的公示原則なるものは、 この積極的効力としての公示的効力が外觀的効力を否定するところに、 これを消極的公示力と呼びえないことは勿論である。 ととにレ ヒツシャ しかし乍ら、その消極的意味は残存せる過去の狀態の外觀に關 店舗設備の外觀的効力に外ならぬと考える。 インの積極的な効力を認めることができよう。 商業登記簿上の外觀に闘する限りで、 第三者の從來の狀態への信賴を保護しないのであ 質は砂上の樓閣に等しいというべきではある 登記及び公告の後にお 故に公示的効力は常 これらは、 商業登記の外観 商業登記 ح 未だ登 n ح r の公 K d' 型

、誰一し |科書がこの二面的區別を採用している。 新版商法」全訂版六六頁、 田中耕太郎 「商法總則槪論」三八六頁以下を始めとして、 「商法概說」二九頁以下。 ただ田中誠二博士の教科書には、 西原・前掲二八九頁以下、 それが見當らない。同博士「商法總論」二一八頁、 野津・前掲四十頁等、 殆どすべての

(註二) Rechtscheinswirkungen im Aktienrecht, a.a. O., S.935. オン・ギィルケの書物を見ても、 この二面的温別は、 ネェンデュレップによれば、エーレンベルクその他によつて説かれたということである。 それが採用されている。Müller-Erzbach, a. a. O., S.69; J.v. Cierke, ドイツ商法解釋學の定本ともいうべき ミュウラ-エルツバッハやユリウ 'n ġ, Naendrup, Ç

(註三) 行爲自体は有効である。 し支配人の選任は登記を要する事項であるけれども、 從つて登記なきままにその支配人を解任した場合には、 登記か成立要件とするわけではないから、 店舗營業の人的設備たる支配人の外觀が自然的 登記しなくても、

二九〇頁。一應消極說に賛成したいが、

その解任後直ちに新支配人が選任されて、

况んやその選任登配が追認的に慌しくなされるまでもなく、

明かであるから、この場合には先ず選任の登記をなし、

のみの登記をなしうるとなす。消極說は、選任も解任も共に支配人登記の一内容として關連のあることは登記簿の様式を見

然る後直ちに解任の登記をなすことを要すると解する。

、この選

任の

登記及び公告がなされたときに

西原

舊支配人の尚支配人

**争いのあるところだからである。積極説は、** 

選任も解任も各別の登記事項であるから、

支配人登記簿上それを存しないのに、

技

術的には問題である。

というの

既に選任の登記を存しないのであって、

舊支配人の解任登記がなされてなくとも、

解任

なり解任の登記のみをなしうるか否か、

その支配人に未登配支配人であるから、

ただ、この場合に支配人の殘存外觀を打破するために要求される解任の登記及び公告は、

きる。 告の前においては店舗設備たる支配人の外觀的効力が認められる。この外觀を打破して、 規定に相當するものを適用しなければならない。それが商法第一二條前段の正文でなければならないとわれわれは考える。 表見代理 に教授の示唆する通り、それは支配權撤回後における支配權の外觀的効力であつて、 展開しつつ、 ころである。 するためには、 ノ後ニ 正文は當該の場合のみをもつばらに規定したものではないが、 とがてきる。このことは夙にヴェルスパッヒェルが「自然的な外部的事實」としての代理權に關する論述において指摘していると の保護を强調した。Heinlich Demelius, M. Wellspachers Vollmachtslehre—Zur 30. ハインリッ 「の表見支配人が存在する。この場合、 即ち支配人の解任は商法第四〇條によつて「登記スルコトサ嬰ス」る事項である。かかる「登記スペキ事項ハ登記及公告 非ザレバ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ」とするのが第一二條前段の規定である。 in Archiv für die Civilistische Praxis, 153. Bd., 1. Heft, 1954, S.31. に關する第一○九條乃至第一一○條に相當する規定であるから、ここに民法第一一二條即ち代理權消滅後の表見代理 ヒ・デメリウス教授がヴェルスパッヒェルの三十回忌に當つて一論稿を發表し、 彼の代理權論を参照されたい。Wellspacher, a. a. O., S.95—113, bes. 108; S.235—254, bes. 「營業主は未登配支配權の未登記撤回を惡意の第三者にのみ對抗しうる(第一五條)」と述べて、外觀に對す る信 眞實の通りに解任の登記及び公告をなさねばならない。但し惡意の第三者には登記及び公告なくして對抗するこ それは登記簿上の技巧的な外觀では 商法第四二條を適用することは、 ないが、 その一般的な表現文句の中に充分適用の可能性を見出すことがで 自然的な外觀として私的信賴の客觀的基礎を與える。 同條の文面からしても無理であり、 われわれとして意を强くする夾第である。 商業登記の消極的公示力ではない。 Wiederkehr seines Todeslages (21. その解任の眞實な善意の第三者に主張 その中でヴェルスパッヒェルの所説を かようにして登記及び . 252. また同條は民法 今年ヴィン 63

日業登記のレヒツシャイン

しうる場合があると考える。

### 商學 討 究 第五卷 第一號

の兩登記を要すると解する立場には、 人の選任の登記及び公告によつて打破されているのであるから、 全面的には賛成しかねる。 つまり兩登記を省略しても解任の事實を善意の第三者に對 消極説のように、 必ず舊支配人の選任及び

(註四) 平は支配人としての登記なきを以て其の支配人たることを第三者たる控訴人に對抗することを得ず」として、 12 爲 り結局その取引の効力は營業主に對して生ずるから、 ての第三者の惡意が取引關係において一般に擬制されていないのでなければ、 當事者と何らかの法律上の利害關係を有するに至る事例は、 つき適用を明示している。 對抗する必要を見ない。 の代理において顯名主義が採られる場合は格別として、 というのは、 但し、 かように從來の狀態がたんに支配人「不存在」の外觀である場合には、これに信賴 第三者が支配人なその登記及び公告前において支配人とは知らずして取引したとしても、 小町谷・伊澤「商事判例集」臺本三七頁。故に、新に發生した設定的登記事項の場合は、それについ 判例(東京控判・大正一〇・五・一七)し、 第三者は支配人選任の事實を否認し、見ても始まらない。 一般の商事取引にあつては營業主が支配人選任の事實を善意の第三者 商法第 一二條前段の適用を受ける實益がさしてないように思わ 「會社を代表して本件手形に裏書する同會社支配人市川林 第一二條前段の規定を適用する實益がないと考え して第三者が支配人選任 商法第五〇四 手形行為の代理に 手形行

(註五) である。 のについてのみ公示的効力の語を用いる。 解されているように、ネェンデュルップにおける公示力と公信力との混同を物語るものではない。 は積極的 じく、彼によれば unglicklicherweise sogenannt なのてある。そして、 者は前者の外觀であるとする。ここに、 彼はレヒトシャインと呼んで、 て意味しているのである。故に公示主義を公信主義と混同しているのでは決してなく、 シャ Naendrup, ebenda. 但しネエンデュルップは公示的効力もまた外觀力への保護であるとなすようである。これは、 なものであることが必然である」というのである。われわれは、 イン法理の構成」前掲九八頁。 この原則が定説のように無暗と消極的方面にまで引き伸ばすことには反對したいのである。この方面にひそんで レヒツシャインとは稱さない―には、權利の眞正な表現形式と表見上の表現形式とがあつて、 公示的効力もまた外觀力への保護であるというとき、それは眞正のレヒトシャインにつ 眞正のレヒトシャインと表見上のレヒトシャインとが區別されるわけである。 本稿では公信の原則なる語はこれを忌避したが、公示の原則なる語は 「公示力・公信力・外觀力等、 ネェンデュルップの用語法のうち、 公示主義の語もまた公信主義の語と同 彼によれば、 何と呼ぶにしろ、これら 真正の外觀力なるも 權利外觀―それを 温存した所以 拙稿 般に誤

いる積極的な外觀的効力を見つけ 論斷したいのである。 出して、 商業登記の効力は、 公示的 効力にせる外觀的効力にせる、 常に必然的に積極的 なし 0

用すべき領域である。 それが眞實の通りであるのに尚これと異る外觀が殘存する場合、 未だ登記されない登記事項の場合は後述するところに送つて、 この領域に屬するものとして、更に次の二つの場合を分つことができる。 これがわれわれのレヒ ことでは既に登記された事 ッ シ イン 項の場合を考 法理 を

なく、 護は、 る以 存 不 は、 おいて支配 われわれはこの 信賴として始めて意味をもちうる。 の主張が商事法的責任關係の存否を決する點に、 度も 續を許さねばならず、 知從つて舊狀態 舊狀態 F. 5 しかし法文はここでもたんに「善意」とのみいつて、 述べ 從來の狀態の外觀的効力に外ならない。 が登記後公告前に殘存する外觀であつて、 既になされた登記の効力でもなく、 問題外で たように、 の外觀 人變更の事實を善意の第三者に對抗することができない 點 で善意の具體的 あるとい は本來それによつて打破され、 Ø 公告の了知 信賴を保護することとした。 その間に舊支配人のなした行爲は表見支配人的な効力をもつ。營業主は われるかも知れない 可 蓋然性ということを考えねばならない。 舊支配人への外觀信賴が保護に價いするか否かは、 能の範圍 これからなされるべき公告の効力でもなく、更に登記及び公告の効力 内で一般第三者の惡意を擬制しようとする能動的 現在の狀態への變動が既に登記事項として登記された後であるからに が、 先述の通りこれは過去の狀態の外觀であるから、それへの 残存しない筈であるが、(1) 政策的考慮をめぐらし、 例 保護價値は更に過失の有無についても論ぜられ えば、 その無過失なることを要求してい 新支配人の登記はその公告のない間 のである。 即ち商業登記獨特の公告なる制 登記があつても公告なき限りで、 しかし商法第一二條前段は、 との善意は その外觀が 舊支配人への保護價値 ない Ь は舊 集 新支配人の公告前 團 法的信憑性を有す Ø な 的公示方法 のようである。 支配人の け 當該登記 n 度は、 ば 一
信
頼 第三者 な らな 觀 の保 IT Ø Ø

商

業

登

記

セ ツ

# 商學 討 先 第五卷 第一號

利は否定すべくもないのであつて、證據が打破力を有せぬとき、 法は打破しえざる推定を與える。 その登記事項を知つたことになる。 もしも第三者が新支配人の選任について惡意であることを營業主において立證するならば、推定は崩れて、第三者は 官は私的信賴の蓋然性に依據して、具體的にそれが否定されない限り、善意の保護價値を認定しなければならない 意の推定はそれとして客觀的判定者たる裁判官のために具體的に存在する第三者の信賴の監然性を基礎とする。 るから、 權を行使するならば、これを防止する方法としては反對の證據を擧げての一回限りの打破しかないが、立證責任の不 も惡意なるに拘らずその良心と名譽心とを積極的に蹂躪し であるという點である。この單一に打破すべき推定(einfach-widerlegliche Vermutung)を補强するための法考慮 項を知らなかつたことになるのである。ただ、 また一應は否認權を行使しても、 いとき(民訴法第一八五條)、なお推定の利益を頗かむりする積極的な余りに積極的な第三者を封殺する術は全く與いとき(民訴法第一八五條)、なお推定の利益を頗かむりする積極的な余りに積極的な第三者を封殺する術は全く與 こそが法文のいわゆる「對抗 えられていない。 この場合過去の狀態の外觀的効力を取得するもせざるも第三者の選擇に一任することであるから、第三者にしてもし 一善意」とのみいうにとどまるけれども、 ヲ得ズ」という法考慮は、第三者の善意を尙 登記があつても公告がない間は、第三者の善意が一般的に推定されるものと解さなければならない。この善 しかし少くともそれ程に奸惡でなくて多少の名譽心と良心とを有し、始めから否認權を行使せず、 スルコトヲ得ズ」との字句より抽出せられる第三者の否認權であると考える。 即ち信頼が過失なきものとせられるのであり、 惡意の立證には直ちに屈服する底の第三者に對しては、「善意ノ第三者ニ對抗 しかし第三者の知りたることの立證なき限り、 ととで心配になるのは、 これは公告前における第三者の善意を單純に過失なきものと考えたの 度確める手段としての意味があると理解される。(6 思意を善意であるがごとくに善意推定を利用して、 即ちそれが裁判官の心證(Uberzeugung)をえな 推定がただ一回しか打破しえない性質のも 第三者はかかる狀態において登記事 私的信賴が存在するものとして、 從つて、 否認權は 法文はた 否認 スル

前揭六二頁以下。 な理解は公告省略の今日では却つてその正當性を裏付けられているとも考えるものである。尙、 知ることがてきるからである。成程官廳は表示の受領について相手方の利益を顧慮しなければならぬが、しかしこの者への通告 續法上は官廳への請求下に行われる凡ゆる人に向けられた表示に對し協力を要請する行爲であるが、民事法上は表示行爲そのも 實に眞の受領者に宛ててなしうるように、官廳は意思表示の受領に任ずるのである。 を事情により配慮すれば足りるのである。大低の場合は、受領者の配慮をするためではなくして、表示者が自己の表示を適切確 があれば、これによつてその意思表示は關係者に到達したことになる。關係者は正にこの場所においてその意思表示を何時でも のとして理解される。官廳は、表示者が自己の意思表示をそこでなしうる又はなさねばならない場所にすぎず、とこで意思表示 効力にとつて本質的なものではあるまいと思う。本質論としてけ、登記の申請け登記所における登記の完了によつて公示の「 一項によつて登記所は登記した事項を遲滯なく公告することを要求せられるのも、登記所における一般第三者への配慮義務にす **」を達したのであつて、公示の「方法」はこれと區別すべき政策的課題である。蓋し登記の申請は、** その義務の履行ありたるや否やは表示の効力強生の根據として本質的なものではないと理解せられるのである。このよう われわれは、公告制度が一般登記と異る商業登記獨特の公示方法であることは認めるけれども、 かように見てくると、 拙稿「ヤコビの意思表示概念 それは商業登記の公示 ヤコビもいうように、 わが商法第一一條第

、 注 こ 外觀の範圍は限定され、適意の外觀には亘らない。本稿四三頁以下參照。 的に存績せしめる外部的事實である場合もある。しかし何れにせよ、法文のいわゆる「登記スペキ事項」という枠付けによつて 先述のごとく、この法的信憑性は登記によつてのみ基礎づけられるとは限らない。店舗設備が法的信憑性ある外觀を自然

、註三 照。 とれはわが判例の立場でもある。大判大正四・Ⅰ二・一民三民錄二一輯一九五○頁。 田中和夫「立證責任判例 の研究」参

(趙国) Naendrup, Rechtscheinswirkungen im Aktienrecht, a. a. O., S.638

、註五) 加藤「民事訴訟法要論」四一四頁以下。

岡川「私法に於ける Rechtsschein 法理の展開」 法政研究四卷二號一五八頁。この考え方はネェンデュルップが旣に、 取得

のレヒツシャイン

商業登

記

### 阿 學 計 宪一第五卷 第一號

というのである。 『効の効力は當事者の援用を俟つて始めて生ずるということの根據を說明する際に展開している。否認も援用も同 Derselbe, Ersitzung als Rechtscheinswirkung, in Reichsgerichtspraxis im deutschen Rechtsleben Bd. 3, SS 一精神である

(世中) Derselbe, Rechtscheinswirkungen im Aktienrecht, ebenda.

原則の趣旨からして嚴格に解釋すべきであり、言 叉知 だからである。 三者の善意は登記後公告前の問題として處理されるべきである。ところで、定說は登記及び公告の後における第三者 を基礎づけるならは、前述の外觀と同じ外觀が登記及び公告の後においても裁判官のために二重に打 るとなす。 であつて(商法第一二條前段反對解釋)、第三者の惡意を擬制して、登記事項の關係當事者を保護しようとするもの 極的効力なるものは、 の善意を商業登記のいわゆる積極的公示原則の下に把握して、原則としてはその保護を認めない。 ときは、公告がなかつたものと看做されるから(商法第一一條第二項)、この問題は起きない。その場合における第 わせるがごとき規定を設けている。これは登記及び公告後の問題であるけれども、なされた公告が登記と一致しない 因リテ之ヲ知ラザリシトキ亦同ジ」とうたつて、 第二は登記及び公告の後に殘存する外觀である。商法第一二條後段は「登記及公告ノ後ト雖モ第三者ガ正當ノ事由 例外としてかかる第三者には及ばないとされているというのが、定説の理解のようである。そして、この例外は リ得ザリシトキハ此ノ限ニ在ラズ」 (es sei denn, dass er sie weder kannte noch kennen musste) われ やわれはこの解釋に格別異を立てるつもりはないが、先に述べた外觀理論的解釋との關連で定說の立場(ボ) しかしこの効力は徹底的 登記及び公告後は、登記事項が現存する限り、これを善意の第三者にも主張しうるという効力 に押し進めて行くと、 正當の事由についての學證責任は第三者が負擔すべきことも勿論 恰もドイツ商法第一五條第二項の但書「但シ第三者ガ之ヲ知ラズ 正當の事由によつて善意である者に對 蓋し商業登記の 破すべき推 L 酷 とな を思 るの であ 積 定

見るとわれわれは理解したい。 Ŋ innerprozessua le との二つを立證せねばならぬという意味である。即ち、新支配人の登記及び公告の後においては、 後は、第三者自ら打破せねばならぬ推定の前に立たされる。この推定は前者の推定と異つて、第三者惡意の推定であ るのである。 K 、(zweifnch-widerlegliche Vermutung) の下に第三者のために存績するわけである。 信賴するも保護價値なきことを推定せられ、支配人の變更を知り又は知ることをうべかりしものと考えられてい しかも二重に打破すべき推定である。二重に打破すべき推定とは、 登記事項の關係當事者が第三者の善意推定を打破しなければならなかつたが、 ともあれ、この二重推定の不利益を克服して第三者が「訴訟上のレヒツシャイン保護請求權」 Rechtsscheinschutzanspruch)を行使するところに、裁判官の認定による外觀的効力の展開を 信賴の存したことと信賴の保護價値あること 登記があつてその公告が 登記があつても公告の 第三者は舊支配人 なされ (derい間 た

註 Bd. 62, S.589. しかし、そのような場合にこそ與因主義に基くレヒツシャインの効力を認めるべきであつて、 を完全に期することはてきない」旨を述べている。Locher, Zur Publizitätsfunktion des Handelsregisters, A.z.H.G.u. LWr. のである。この主張に對し眞向から反論して、「商業登記簿に公信力を與えるべきか否かに關する私見は否定的である」と結ぶ して過誤を申告せしめるべきであるとの提案がある。Prausnitz, Rechtsschein und Wirklichkeit im Handelsregister, ZIIR 96 ヒアも、 蓋し公告の過誤を申告するのは義務だからである。 この故に、公告の正否を調査する方法として、公告所載の官報及び新聞を見本として登記事項の當事者に送付し、これを プラウスニッツはかようにして公示の眞實性を保障した上で、商 業登記簿の外觀的効力を承認すべきであると主張する 例えば當事者の側における調査の放置によって登記と公告との相違する危険は依然として存在するから、 プラウスニッツの右の提案のみは賞讚すべきであるといつている。しかし更に續けて、「しかし乍ら、この提案に 理由は充分にあ 公示の眞實性

(註二) 例えば交通・通信の杜絕により公告掲載の官報及び新聞紙が到達しない場合をいう。 西原・ 前揭二九一頁。

(註言) 例えば疾病・不在 商 登 記 Ø レ ・家人の不注意のごとき通常の主觀的事由は ե ッ ₹/ 「正當ノ事由」とは認められない。これらの 判例が見當ら

### 一學一計 完化第五卷 第一號

ないのであるが、おおむね學說の一致したところのようである。

(註四) 承認する商法の規定は、 かる例外を認めない立法例もある」と批判せられる。西原・前掲同頁。 西原博士は法律關係の劃一化及び無益な爭訟の防止に對する企業生活上の要請からこの点における公示原則 一思うに、 一的・集團的公示を目的とする商業登記制度としては、第三者にこれを要求すべきものであろう。從つて、例外を 無過失の点から見れば、企業側も第三者側も何ち差異はない。もし兩者のいずれかに犠牲な要求すべきも 立法論として一考を要する。 わが商法の規定はドイツ商法第一五條第二項と同系統のものであるが、

(註五) Naendrup, ebenda.

(註六) Krückmann, Nachlese zur Unmöglichkeitslehre, in Jher. Jahrb. 57, ်လ lf., insb. S.156ff.

### Ξ

記以前 第一二條前段の正文にひそむレヒツシャイン法理の構成要件について、前者のところでは究めえなかつた外觀の法 信憑性と外觀の存續に與因した者への歸責という二點を採り上げて、吟味して見たい。 あることを差當り繰り返しておきたい。そして、前者のところで述べたことはこれ以上反覆するのを避け、 前者が本來は後者のように登記の時期に否定されるべきものを政策的考慮から登記後公告前にまで存命させたもので 前 的効力を規定したものであつて、商業登記の公示的効力に關する規定ではない。 適用されるかを考えよう。 の中間期 最後に、 ?の外觀的効力とを區別していない。われわれもまた一應は兩者を區別すべき理由を見ないのであるけれども、(註) 未だ登記されない登記事項が眞實と異る外觀を殘存せしめる場合について、レヒツシャイン法理が におけるものについては、これまた旣に論じたところである。 旣に論じた通り、 わが商法第一二條前段の正文は登記及び公告前における登記事項 法文はこの中間期 かかる外觀的効力のうち登記後公告 における外觀的効力と登 ととでは V ታነ K

登

記の

レヒツシ

ィ

会 一二條前段所定の外觀的効力に騙する限りでは、 後述の通り登記の前後で差異を示す。 本稿四六頁參照 區別の要を見ない が この効力なもたちす外觀そのものは登記 上 表

らば、 法 理行爲のように顧名主義を排除されているものがあつて、更に第三者の方でも不知のまま直ちに開業前 業前後の事實であろうから、關係當事者がその事實の公示 備 事態が變轉に富む營業生活のまにまに續出し、 項」と呼んでいる。ただ、登記すべき事項のうち新たに發生した設定的登記事項の場合は、實際問題として多くは開 亘 信 律上 ばならぬ事態は余り生じないのではないかと想像する。これに反して、 |つて重要性を有する營業組織の基礎的要素の發生・變更・消滅だからである。第一二條はこれ 「賴の客觀的基礎たるに充分なだけ强度であるといわねばならない。そのような外觀は、 ないことは、 のが今はたんなる外觀にすぎなくなつた場合、それへの信賴をすべて保護しようとするのがレヒツシャ 第一 の中から選出して、眞實の裏付けあることを前提に、その變動を登記事項として法定している。 免責的 を延引して、 KC, の利害關係に入ることは稀であることなどをも併せ考えると、 信賴の保護をもたらさないのである。法律によつて信憑性あるものとして一般に認められた外觀にして始めて(1) 外 事項に對するこの規定の實用性は高い。 觀 -の變更・ ck の法的信憑性ということであるが、 第三者の不知を永く放置することは先ずあるまいと思われるし、假に放置したとしても支配人の代 れわれが幾度も强調した。支配權の外觀にしろ、營業名の外觀にしろ、それが適意のものであるな 消滅、とくに解消的登記事項の場合は、 第一二條前段による爭訟解決の實益は大である。 沿革的にも、 過去の狀態から現在の狀態への變動によつて、 ----公權的な登記によると民間公示方法によるとを問 さような事項への適用がこの規定の發端であったこ 寸の間の不知も第三者の否認權をもたらすとい 當事者において第一二條所定の不利 既存の設定的登記事項 例えば商法總則では 就中、 を「登記 從來真實であつた 藍し營業の内外 登記したると否 登記された事 後 盆を甘受 イン法 の當事者 店舗 丰 事

## 問 學 計 究 第五卷 第一號

法第一 草案にも、 ない 限 とい 對の立證も許されるべきである」と述べているが、 定が置か 登記事 絕對的登記 lungsprotokoll) 此 主要な効力である。 さして重要な問題ではないようにも思われるが、 委員は、 解釋を異にするの との会議においては、 ドイツ商法典の第一 項た 五條によれば、 が、 變更はそれが放置せられている限り信賴者に對抗することができない」となつていて、 る 支配人の變更は第四六條において同樣に充分な信賴保護をもたらすように規定されている。 れている。 17 「登記の變更及び消滅は、 のに、 るも この思想は明瞭に読み取ることができる。 事項に限るのかどうか。 おいては、 壓倒的意見であつたといわれる。 のがある。 わが國で の外觀的効力を明示している。 しかも現行法より以上に第三者の信賴保護を企圖している。 は 換言すれば「登記スペキ事項」とは登記された事項の變更又は消滅が主である。ところで、 かかる變更又は消滅は絕對的登記事項とされるが、 第一 應疑問とされねばならない。 登記された事項の變動は第三者に知られているか否かを以て効力を規定されるべきである 五條第一項の成立史が示すところである。その先驅者ともいうべき普通ドイツ商法典 否、 は個 五條におけるがごとき一般化は行われていないが、 登記事項の殆んどすべては絕對的登記事項であるといつてよい。 人鶯業の商號のごとき相對的登記事項をもそれに含まし 勿論、 第三者が過失なくして知りうべからざる事情の存せぬ限り、 變更・消滅の事項以外にも、 かように商業登記の外觀的効力が沿革的にも第一二條前段の規定する ドイツの **ニュウルンブルク会議においても信頼保護の思想は現われている。** これは明かに登記の外觀への信頼 例えば、 それに、 多數說はこの「登記スペキ事項」を登記義務を伴う事項 その第二五條の成案は、 例えば商法第九條のような手續規定にいわゆる「登記 新たに發生した設定的登記事項にして絶 第一二條の「登記スペキ事 即ち商號の消滅・變更は第二五 商號及び支配人について 保護を意圖 めるのが定説であるので、 「登記は消滅するまで有効 商業登記簿 (Hand-從つて、 有効であつて、反 している。 普通ドイツ商法 項 個 ح は の問題 カン とに 的 わが ような に規 舽 對 的 商 7)

商業登

記

Ø

t

ツ シ

る。 かも舊狀態は法的信憑性ある外觀を呈して自然的に或は技巧的に殘存している。そのことが信賴保護の必要を生ぜし 易に解かれるであろう。即ち「登記スペキ事項」の内容たる事實は過去の狀態から現在の狀態への變動であつて、 スベ めるのであつて、 われる。しかし乍ら、 くにその有無に關して規定を置くからには、 ただ、未だその登記がなされていないというところに、信賴保護の可能性が與えられているわけである。 キ事項」であるならば、 新狀態の成立が登記を必要ならしめようと、登記を可能ならしめるにすぎなかろうと、 この問題も、 登記能力ある一 第一二條前段の規定が信賴保護の規定であることを外觀理 切の事項と解しうること言を俟たないが、 登記事項の絕對的なると相對的なるとは一見重要な相違であるように思 商業登記 論的に理解すれば、 の効力に關 論外であ して、 ع

(註三) (註一) (註二) 記することがあるとしても、 た舊營業名が商號眞實の法定原則に反するものであれば、そのようなものとしては外觀的効力を否定される。 この点は、 例えば、支配權の任意の制限を受けていた舊支配人はそのような制限されたものとしては外觀的効力をもたらさない。 例えば、 登記支配人の終任後の行為にもとづく營業主の責任、 本稿三六頁の註四で説明した。尚、 それまでには或程度の公知性を獲得しているというのが實情ではあるまいか。 個人營業の商號のごときも、 登記社員の退社後の行為にもとづく會社の責任などを考え 選定後未登記のままに使用していて、 後日登 ŧ

(註四) Naendrup, a. a. O.S. 940

(註五) Baumbách-Duden, a a. O., S. していない。J.v. Gierke, 例えば、Miller-Erzbach, a. a. O., S. 69. 76 <u>,</u> 'n 55. 倘 ユリウス・フォン・ギィルケはこの多数説を不當としているが、その これは通説であるのみならず、 ドイッ判例の態度でもあるといわれる。 理 由を明示

(註六) 言を俟たない」。 例えば、 西原・ 前揭二八九頁「本原則 (消極的公示原則) の適用があるのは、 登記すべき又は登記し得る事項に限ること

「登記スペキ事項」という文句は商法第一〇條もこれを使用しているが、 この場合は必ずしも相對的事項をも全部含まし

地 項を含ましめる通説の解釋も同じく無理でなければなるまい。要は、 例えば西原・前掲二八〇頁参照。ただ、 地から考慮して、 めて解釋した方がよいと思うだけである。文理上この解釋が無理だというのならば、第九條の「登記スペキ事項」に相對的登記 で既に登記した以上は支店の所在地においても「登記スルコトヲ要ス」と解することは、個人營業の商號登記義務を認めな 在地において登記することを要するとするのは筋が通らないからである。通説もこの場合は絶對的登記事項に限つている。 條のごとき制限の存することは當然であるし、 商法の取引法的欠陷を何ほどかでも補充する實益があると考える。勿論、この場合、商法第一九條及び非訟事件手續法第 及ぶまいと思う。 れども(米谷「商法槪論―營業法」二〇三頁参照)′本店の所在地で登記しなかつた商號をたんに登記しうるの故を以て支 店 その事項の範圍を規定すべきである。そうすれば、 蓋し本店の所在地て登記した商號を支店の所在地においても登記しなければならぬと解することは理 われわれは絶對的登記事項の外に、相對的登記事項にして「登記シタル事項」なも含まし また登記の强制が不完全規定(lex imperfecta)であることは巳むなえな 相對的登記事項たる商號の選定と雖も、これを本店の所 商號をめぐる本支店間の組織法的統一の關係を取引

それ **眞實であつたものが變動によつ**てたんなる外觀になつてしまつた場合に、これが法的信憑性あるの故に、 る。 前 えたという意味で當事者に歸責されなければならない。その舊狀態の外觀が登記簿上に殘存しているのであ 第二に、外觀の存續に興因した者への歸責ということであるが、この場合の歸責原因は典型的な沈默である。 |中間期にまで淺存する舊狀態の外觀とは區別されなければならぬものがある)、その殘置された登記の核心的 は の除去をすべきであつて、それの放置は一種の不實登記の存績となり、 沈默の反面は常に權利表見である」(Kehrseite der Verschweigung ist ja immer 狭義の外觀的効力である。 法が登記を要求し、 その殘置された登記はそれとして一應證據法上の推定的効力を有するけれども(この點で、 又は登記を可能ならしめているのに、これをなさないでいることは、 ただ、 との場合は外觀の發生原因ではなく、 當然に外觀的効力に服しなければならな その存績原因が問 ein 外觀の存績 わ Rechtanschein) n て V 登記後 その打破 るので に原因 れば

興

商

肥 Ø

Ե

ッ

限り、 ただ、 から導き出されるというのである。 **乍らその結果に反對するのである。それは第一五條第一項からではなくとも、** 業登記簿の公信力を認めずとする當時の通說に反して、裁判所は、 という言葉はここにはぴつたりと當てはまる。一九二九年七月一○日のドイツの有名な判例をここに引用しよう。(マ) 業登記 記簿類似の公信力を導き出したことに多く反對した。その理由は種々あるが、 對抗しえない」と判示した。 されている場合には、眞實の狀態を表示すべき義務がある。 いたということになるであろう。 その論據は歸責の理由をもつと明白に打ち出すところに求めるべきではなかろうか。(4) この表見社員によつて第三者が会社財産に抵當權を設定したことは有効であるとなし、 は表示の技術化であることを思えば、 これはドイツ商法第一五條第一項にもとづく判決であるが、 わが判例の實際も商法第一二條前段の適用について右と同樣な結果を認めている。 正にその通りであろう。そしてレヒツシャイン法理は信義則の技術化であり、 商業登記のレヒツシャインこそが第一五條第一項の これを放置した場合は、 合名会社 の社員として表見社員が登記され 要約すれば判例の基礎づけには賛成 誠實表示 (Erklärungstreue) **善意の第三者に對し不實を以** 学說はこの規定から土地 中にかくれひそんで 社員が表見的に登記 の原則 L 登 商 7 る 商

位置づけておられないのほどういうわけであろうか。伊澤・前揚一〇七頁以下及び一三七頁以下の日本商法への實證には第一二 は出てきていない。 伊澤博士はエストッ ペル法理をわが商法典の全面に展開しておられるが、 その放任によるエストッペ の中に

Naendrup, Ersitzung als Rechtscheinswirkung, a.a. O., S.329

(註二) Derselbe, Rechtscheinswirkungen im Aktienrecht, a.a. O., Anm

社 實を知悉せりとの事實を認むべき證憑なき本件に於ては控訴會社は右中村二郎が控訴會社の取締役たる名義を潜稱して爲し、し訴外中村二郎の辭任後其登記以前に爲されたるものなること前示認定の如くにして又控訴人が本件手形取得の當時右辭任 の振出並に引受行爲に付き被控訴人に對し手形上の責任を免るること能はざるものと謂はざるべから 取締役が辭任後その登記前に振出した手形の効力について、 「本件手形の振出並に引受が控訴會社の ず」となす Ø 事 ŋ

大正一

]・七・一八(小町谷・伊澤「商事判例集」臺本一○貞麥照)を見よ。

### 問學 討究 第7卷 第一號

ある。 說 どうかである。定說は勿論丙の惡意を問わない。その理由とすとるころは、商號專用權を物權的に見て、(2) 限リ之を譲渡スル 商號には動産性を認めるとするも、 限定してかかり、そこでの第三者とは丙を指すと考えるものである。 用され、 從つて商號専用權 かくのごときである。 (民法第一九二條、 引及び有價證券取引においては、 も商法の場合も、 ためには、二重譲渡の契約關係を同一商號をめぐる甲乙間の物權契約と甲丙間の債權契約とから成るものという風 ここでも第三者の意義になければならない。 われわれは對抗問題という錯離な法律關係の發生を可及的少からしめる 効力を明かにすることが、殘された最後の課題である。 **産登記法第四條が詐欺又は强迫によつて登記の申請を妨げた第三者は登記の欠陥を主張することができないと定め** ・判例擧つて惡意者も包含するとなす以上、商法においても同樣に解釋すべきであると考えるところにあるようで ところで商法第一二條に闘連して、 しかし乍ら、 その對抗問題を解決するところに意味を有する。 法文はたんに「第三者」とのみうたつて、 Ö コトヲ得」るのであるから 手形法第一六條第二項)。 譲渡は、 われわれは民法の場合をも含めて一般に對抗問題に闘し次のように考える。いかにも民法の場合 況んやそれらよりは流通緩漫なる不動産の取引にあつては、 その登記をなさなくとも、 法典は外觀への信賴者の善意を要件として、惡意者を保護することがないのである 本來營業組織の物的要素として「營業ト共ニスル場合又ハ營業ヲ廢 再びここで第二四條第二項を取り上げ、 (商法第二四條第一項)、その讓渡性・流通性は一 その流通迅速なる一般動産及び更に一層迅速なる有價證券 第二四條第二項は既述の通り登記商號の二重讓渡の場合に これを以て悪意の第三者には對抗しうると解し 對抗問題の中心論點は、 「善意ノ第三者」とはいわない。 問題は、丙なる第三者が惡意者であつてもよい その登記前における商號譲渡の 悪意者を保護すべき理 民法においてそうであるように、 般動産の比ではなく、 けれども、 た 止 民法では 田 について、 ス 山はない。 ③ 般動 ル 場 合 產 通

商

登

記

O

ヒッツ

ャ

1

權 たの 法第一 法典 登記の欠缺を主張せしめないとする點にあると理解される。 して、 登記 が、 され すると解すべきである。 が 者丙は、 は ያነ 契約を無効ならしめることができる。 はなく、 あ あるまい。 Ø は 簿上 れば、 ない限 Ø 剝奪を登記 われ 第一 五七條參照)、 本 甲 しも丙が先に登記を濟ませたとすれば、 來は不實登記であつたものが、 内間 それとしては不實の登記である。 とくに登記申請を妨げた第三者に限つて不動産物權變動の効力の否認權を剝奪するの意ではなくして、 譲渡人甲 В Ø われは登記以前の段階において商業登記の外觀的効力を見るのである。 り法的 像に 娴 舊狀態の外觀が信賴保護をもたらすのである。 譲受人たる乙は勿論丙に對抗することができる。これ對抗力としての商業登記の公 示的 効力に 外 ならぬ 者 從つて商法第二四條第二項の「第三者」もまた當然に善意者に限ると解したい。 の債權契約は變じて當初から物權契約であつたことになり、 申請に 明文の根據を求めることもできる。 の間 信憑性ある外觀として商號登記簿上に殘存し、 の商號專用權者らしい外觀に信賴したのであつて、この外觀は商號專用權讓渡の登記によつて打破 旣 このことは、しかし、 商號譲渡の登記の欠缺を理由とする第三者の否認權濫用を法認する趣旨 關連する問題として同法が序に述べたものにすぎず、 に譲渡の登記を完了しているから、 商號譲渡の登記については、不動産登記法第四條を準用する旨の明文の規定はないが その結果、 否認權の行使によつて眞實の登記となる。との場合、 けれども、 否認權の行使なき限りは、 故に民法第一七七條の「第三者」は當然善意者なることを要件と 旦乙に歸した商號専用權 内は否認權を行使することによつて未だ登記なき甲乙間 その譲渡の効力は何 **落意の丙は甲乙間の物權契約の効力を否認することができ** との點は信義則の要請するところであるのみならず、 善意の第三者の期待を裏付けるのである。 内は甲から有効に商號を護渡けたことに 債權契約の登記であるから、 同條の精神 は始めから甲の手許にあつたことに 人からも否認されることが 即ち譲渡の登記がなされない限り、 は一 般に それから甲丙間 との場合、 惡意の第三者をして 譲渡の登記で 善意の第 の物権 0 (非訟 否認 登記 なる 民 な C

## 問 學 計 究 第五卷 第一號

が、 るま 係 たところである る。 によつて公示の目的を達成すべきであるというのである。 なき場合もまた、 を 飲の抗辯を有せしめるのは、 形による劃一處理がそれほどまでに絕對の要請であるならば、 としては不實なのである。この不實登記に厧實登記の公示原則を推及しようとするのは、逸脫というの外はな ざる者ある場合に知りたるものとなすために、 して主張することができる。この結果は通說及び判例の最も恐れるところのようである。 できると解する。 であると、 えない。 一紛糾を生するのは望ましくないから、 丙が否認權を行使しなかつたり、 論述を再び甲乙丙の關係 丙に對抗することができる。 本來有効であるから、 形式的 われわ われ 要するに、 が、 劃 D もしも丙が惡意者であるならば、 丙の否認權行使のために商號を喪つた乙は甲に對し不法行爲にもとづく損害賠償を請求することが れが商法第二四條第二項の字句を固執することをやめて、 れは理解している。 甲乙間にも甲丙間 性と同時に具體的妥當性を重んじてこそ、 眞實の權利者を犠牲にしてまでも、 乙は他方の債權契約を否認するまでもなく、(6) 却つて信義則に反するのであつて、 に引戻して、 たとい丙が先に登記をしても、 或は丙が惡意者であるため否認權を有しないときは、 にも登記なき間の法律關 いま丙が濟ませた登記は債權契約にすぎないものの登記であつて、 解釋論上今一つの問題を解明しなければならない。それは先にも一言觸 この點で第三者の善意・思意を問わず、 眞實の表現形式として客觀的な公知性ある方法を採用するという原 否認權を有しないのであるから、 しかし乍ら、 惡意であると明瞭に立證せられた第三者をして倘登記 法律 係である。 不動産登記法第四條のごときは存在理由を失わ ここにレヒツシャ 乙は譲渡の効力を登記済の思意の第三者たる丙 生活 公示の原則は、 の安全は完璧を期することができるの 實體上 善意 そのいわゆる「第三者」には惡意者を包 Ø の關 丙が否認 イン法理適用の必要性を感ぜざる 外形により劃一的に規律する 係において物權契約は債 乙は譲渡の登記なくしてどこま 眞實を公示して尚これを知 即ち登記後において法 どうか。 權を有することは判 物權契約は 譲渡の ねばな 登記 で K 則

係の 號讓渡の登記につき第一二條後段の適用を排除するところに存する。そしてそれが二重讓渡という特殊な物權法的 うに思われる。第一二條後段の例外規定を除けば、恰も第二四條第二項はたんなる登記事項を法定し**た**條項であるか はあるけれども、 これは、 が働き、 含せずと解する所以である。かように解することによつて、商號二重譲渡の場合も、 のような獨立的意義をしかもたなくなつているといえないであろうか。 V のである。 反映であるというにとどまるであろう。 しかし、政策的な法考慮の問題を出ない。 登記前は外觀的効力が働くのである。 ただ異るところは、 今日では公告が省略されたとなると、 登記の前後を以て論ぜられるか、 故に、 そこに物權法的關係と商事法的關係との差異が反映しているので 本質的にはその効力そのものについて第一二條との差異を見な 更に一層第一二條と第二四條第二項との距離は短縮されたよ 登記及び公告の前後を以て論ぜられるかである。 或は逆にいつて、 登記後は商業登記の公示的効力 第二四條第二項の實益は商

(註一) 石田・前掲一三八頁以下。

(註二) 商法學說では異論を見ないので、引用するまでもない。

(註三) 岡川・前掲一八五頁。

(註四) 岡川・前掲同頁。

(註五) 我妻「物權法」(民法講義■)九○頁。石田・前掲一四四頁。

||明治三二・四・一二大判||の立場に多大の共感を覺える。 石田博士は「相互に變動の 効力 を 否 認 し得る理である」と主張される。石田・前掲一一一頁。 承認し難い。 むしろ判例

(註七) 論文集六八二頁以下。 民法では少数説として、 善意者に限るものがある。 舟橋 「登記の欠缺な主張し得べき第三者に就いて」加藤先生還曆祝賀

あとがき

商業登記のレヒツシャイン

文面慥 に俟た ての べきも 見出すことはできない。別して第一四條のごとき、わが國では英米法上のエストッペル法理を以て解釋せられている。 そして又役立つかを、そのときにまた改めて考え直して見たい。レヒツシャインの語はドイツ民商法の法律書を繙く者 としたのではないかと恐れる。 と考える商業登記の問題にレヒツシャイン法理を展開して見た。その結果の多くは少壯血氣の暴論として受取られる Ŀ Ø 眼 ゎ 問題を求めた。不實登記の第一四條といい、對抗問題の第二四條第二項といい、ドイツ商法典上に同類の規定を には慣用の語として映ずる。 たいと念願しつつ、敢てこの方面には乏しいレヒツシャイン文献を援用しつつ、しかも國を違えたわが商法典 成の問題よりも、 のであるかも知れない。 d ねばならぬものがあることを痛感する。 われがヘルマン・アイヒラ「教授から教えられたところでは、一頃のいわゆるレヒツシャイン研究は法理とし 'n にエス は 「商法におけるレヒツシャイン」の問題を懐いて、 **ኮ** ペル 今は個々の事例への實證的な適用の問題へと向つてきているという。本稿ではさような動向 に近い。ゲルマンの古法に出たというレヒツシャインを藉り來つて、 商業登記という高度の商法技術を理論的構成の中に充分に收めとるには尙今後の研究 或は自明の箇所に基礎づけを敢行し、或は法文の字句を曲げて、法理の貫徹に急ならん しかしレヒツシャイン法理の實用性は学者愛好の常套語を以て推しはかる レヒツシャイン法理が果してどの程度にまでこの企圖 年來模索を續けているが、ここにそのうち最も重要 わが商業登記法の諸條 に役立つたか、 には

き 本稿の主題とは直接關係がないが、 ヨーロッパ大陸法國のレヒッシャイン思想がアメリカにも可成り知られていることを知つた。 ジェロォム・プランクはフラン の所説を授用しつつ、appearance の保護はアメリカニズムでもあると述べている (p.222)。 最近 Jerome Frank, Law and the Modern Mind (1930), 6 th printing 1949 を讀ん

往還すること月余にして、ここでも又われわれはアングロ・サクソン法の研究を迫られるようである。

項の間

(一九五四•六•一)